埼玉県立名栗げんきプラザ
指 定 管 理 者 募 集 要 項

［令和３年７月］

埼玉県教育委員会

目　次

1　指定管理者の募集について　……　－３－
2　施設の概要　……　－３－
3　管理に当たっての条件　……　－５－
（１）指定管理者が行う業務内容　……　－５－
（２）管理に要する経費　……　－６－
（３）指定予定期間　……　－６－
（４）管理の基準　……　－６－
（５）指定管理者と県の役割分担　……　－６－
（６）指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項　……　－７－
（７）委託等の禁止　……　－７－
（８）専門職員の配置　……　－８－
（９）その他　……　－８－
4　申請の手続　……　－８－
（１）申請者の備えるべき資格　……　－８－
（２）申請の方法　……　－９－
（３）質問事項の受付　……　－13－
（４）現地説明会の実施　……　－13－
（５）著作権の帰属等　……　－14－
（６）費用の負担　……　－14－
（７）情報公開条例に基づく開示請求　……　－14－
（８）申請の辞退　……　－14－
5　指定管理者の指定等　……　－14－
（１）指定管理者候補者の選定　……　－14－
（２）選定に当たっての審査基準　……　－14－
（３）主な審査のポイント　……　－14－
（４）選定に当たっての審査方法等　……　－16－
（５）指定管理者の指定方法　……　－16－
（６）審査結果の公表　……　－16－
（７）申請者に対する自己情報の開示　……　－16－
6　指定管理者指定後の手続　……　－16－
（１）協定の締結　……　－16－
（２）引継ぎ、準備行為の実施　……　－16－
（３）その他　……　－16－
7　スケジュール　……　－17－
8　問合せ先　……　－17－

資料編

資料１－１　名栗げんきプラザ案内図 …… －18－
資料１－２　名栗げんきプラザ施設配置図 …… －19－
資料１－３　名栗げんきプラザ本館平面図 …… －20－
資料２　名栗げんきプラザの利用状況 …… －21－
資料３－１　指定管理業務に関する仕様書 …… －22－
資料３－２　施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分 …… －24－
資料４　名栗げんきプラザの利用料収入及び減免実績 …… －26－
資料５　名栗げんきプラザ利用料金及び実費徴収料金 …… －27－
資料６　名栗げんきプラザの収支状況及び管理運営体制 …… －30－
資料７－１　名栗げんきプラザの自主事業（令和３年度） …… －31－
資料７－２　自主事業の提案について …… －35－
資料８－１　名栗げんきプラザ施設・設備管理仕様一覧 …… －40－
資料８－２　名栗げんきプラザのプラネタリウムについて …… －43－
資料９－１　埼玉県立名栗げんきプラザの管理に関する基本協定書（案） …… －45－
資料９－２　令和〇〇年度埼玉県立名栗げんきプラザの管理に関する協定書（案） … －66－

様式編

様式１　埼玉県立名栗げんきプラザ指定管理者指定申請書 …… －67－
様式２　指定管理者の指定に係るグループによる申請書 …… －68－
様式３　重大な事故又は不祥事に関する報告書 …… －69－
様式４　誓約書 …… －70－
様式５－１　埼玉県立名栗げんきプラザの管理運営に関する事業計画書 …… －71－
様式５－２　名栗げんきプラザの管理運営に係る令和４年度収支予算案 …… －72－
様式５－３　５年間の収支計画 …… －73－
様式６　委託予定業務一覧表 …… －74－
様式７　募集要項の内容等に関する質問書（名栗げんきプラザ） …… －75－

１　指定管理者の募集について

埼玉県立名栗げんきプラザ（以下「名栗げんきプラザ」といいます。）は、「体験活動を通した青少年の健全育成」と「県民の生涯学習活動の振興」を目的とした社会教育施設であり、旧少年自然の家等を再編して設置され、自然体験などをはじめとした様々な体験活動事業を行っています。

平成１９年４月から指定管理者制度を導入し、令和４年３月末に現在の指定期間が終了することから、令和４年４月からの新たな指定管理者の募集を行います。

コロナ禍を踏まえた新しい時代、新たな人の動きを前提として継続的に施設を維持管理できるよう、業務の見直しを含めた費用圧縮や利用料金収入等の増加につながる創意工夫が図られ、また、テレワークの導入など、感染症対策としての柔軟な働き方が示されることを期待しています。

２　施設の概要

（１）施設設置の目的・役割

集団宿泊活動、自然体験活動等を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習活動の振興に資する。

（２）施設の沿革等

昭和５６年　７月	県立名栗少年自然の家設置、キャンプ場利用開始 キャンピングセンター、避難所竣工
昭和５６年１０月	本館、プラネタリウム館竣工
昭和５６年１２月	開所式、本館利用開始
昭和６３年　３月	バンガロー設置
平成　２年　１月	炊事場増設等工事竣工
平成　７年　３月	野外活動用地２７，２２１㎡取得
平成１４年１０月	「県立社会教育施設再編整備計画」策定 青年の家、少年自然の家等を６所の「げんきプラザ」に再編整備
平成１５年　４月	県立名栗げんきプラザ設置
平成１９年　４月	指定管理者制度を導入
平成２４年　４月	指定管理者制度を継続導入（２期目）
平成２９年　４月	指定管理者制度を継続導入（３期目）

（３）施設の所在地

所在地：飯能市大字上名栗字新田１２８９番地の２

※　資料１－１「名栗げんきプラザ案内図」を参照。

（４）施設の規模

ア　敷地面積：１０７，８９３㎡

イ　建　　物

（ア）本館　ＲＣ造(一部Ｓ造ＳＲＣ造）３階建、延床面積　４，１２５㎡

１Ｆ　事務室、プレイホール、プラネタリウム館（２００席）
機械・電気室その他
２Ｆ　集会室、会議室、食堂（２００席）、厨房、障害者用宿泊室、
障害者用浴室その他
３Ｆ　宿泊室（２０人部屋８室、１０人部屋４室）、リーダー室（４室）、
浴室（２室）その他

（イ）キャンピングセンター　木造一部ＲＣ造　２階建、延床面積２０６㎡
１Ｆ　トイレ
２Ｆ　事務室、保健室、宿直室その他

（ウ）避難所　ＲＣ造　平屋建、延床面積１６２㎡（２００人収容）

（エ）附属施設　屋外便所（１棟）、浄化槽棟、プロパン庫、浄水設備棟、ボイラー棟

ウ　野外施設

（ア）キャンプ場：シェルタ式テント（８人用１５張）
バンガロー（１０人用７棟、６人用１棟）
炊事場、屋根付き食事広場

（イ）広　　場：キャンプファイアー場（３か所）、つどいの広場など

（ウ）自然探索道：オリエンテーリングコース、遊歩道

（エ）駐　車　場：第１　２，１５５㎡（３５台分、含む大型５台）
第２　緊急７台、身体障害者用２台、その他１７台

※　資料１－２「名栗げんきプラザ施設配置図」、資料１－３「名栗げんきプラザ本館平面図」を参照。

（５）施設の利用状況

※　資料２「名栗げんきプラザの利用状況」を参照。

（６）施設の防災に係る地理的条件

飯能市が作成した地震ハザードマップの震度５弱区域

（７）その他

ア　名栗げんきプラザについては、令和５年度以降に浄化槽棟設備の大規模な修繕を行う可能性があるため、休所期間が生じることも考えられます。

休所期間が生じた場合、この間の利用者受入は停止となりますが、翌年度の学校利用の受付業務や、工事施工業者や生涯学習推進課との連絡調整、現場の什器備品等の管理業務は継続します。この場合の県委託料については、年度協定書において県と指定管理者で協議の上、決定します。

また、大規模な修繕のための施設調査を行う可能性があります。調査等の際は、施設管理者の協力をお願いすることになります。

なお、休所期間は、施設調査の結果の内容によります。

イ　プラネタリウム投影機器等について

平成２９年４月から現在の投影機器を利用しており、現在の指定管理者において、リース契約を締結しています（契約期間は平成２９年４月１８日から令和５年４月１

７日まで)。投影コンテンツについては現指定管理者による自社制作番組のため、上映権については、リース契約には含まれておりません。

次期番組上映権については、次期指定管理者の提案によるものとします。

令和５年４月１８日以降については、リース契約の延長（再リース、期間１年）も可能ですが、一般的にはプロジェクターの耐用年数は５年とされています。

※　現在のプラネタリウム投影機器等については資料８－２「名栗げんきプラザのプラネタリウムについて」を参照。

ウ　災害時の避難所について

令和３年７月現在、名栗げんきプラザは、飯能市の災害時避難所に指定されていませんが、今後、避難所となった場合は、施設の管理者として適宜協力する必要があります。

エ　名栗げんきプラザは、旅館業法の適用を受けています。

３　管理に当たっての条件

（１）指定管理者が行う業務内容

ア　青少年の健全育成に関する業務

（ア）青少年の自然体験活動に関する事業の企画・立案と指導

現在､名栗げんきプラザで実施している自主事業と同程度の事業を企画･立案し、参加者の募集をはじめ運営を行い、自然体験活動の指導を通じて、心豊かな青少年の育成を図ります。

（イ）集団宿泊活動、キャンプ活動の指導・助言

宿泊する青少年及び青少年団体に対し､集団での宿泊体験やキャンプ活動を通じて、社会生活に必要な基本的習慣を身に付けさせるよう指導します。

（ウ）学校等と連携した活動の指導・助言

小・中学校等と連携し、教育課程に基づく学習活動として来所する児童・生徒等に対する指導、助言を行います。

イ　県民の生涯学習の振興に関する業務

（ア）県民の生涯学習活動に関する事業の企画・運営

現在､名栗げんきプラザで実施している自主事業と同程度の事業を企画･立案し、参加者の募集をはじめ運営を行い、生涯学習活動の振興を図ります。

（イ）県民の生涯学習活動及び野外体験活動等に関する支援

県民が、生涯学習活動及び野外体験活動や研修等を行う際に、必要な相談・支援を行います。

ウ　利用者の受入れに関する業務

条例や規則に基づいて､利用の予約･受付､案内､利用許可､利用者に対する宿泊、食事の提供等を行います。

エ　利用に係る料金の収受に関する業務

利用料金制度に基づき、施設利用に関し利用者からの料金収受を行います。また、

食事、リネン類等実費負担に関する料金の徴収を行います。

オ　名栗げんきプラザ施設（設備及び物品を含む。）の維持管理に関する業務

本館、キャンピングセンター、避難所、附属施設等の施設の維持修繕や、浄水設備、浄化槽、消防設備等各種設備の保守点検、貸与備品類の維持管理を行います。

※　指定管理業務に関する仕様は資料３－１を、施設の改築や修繕等の実施及び費用負担区分については資料３－２を参照。

（２）管理に要する経費

ア　利用料金の設定

施設の利用に係る料金は、指定管理者の収入とします。

指定管理者には、条例に定める額の範囲内で、利用料金を設定していただきます。

なお、設定に当たっては、教育委員会の事前承認が必要です。

また、利用料金は、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」により減額されるほか、埼玉県立げんきプラザ条例別表第１の規定により、小学校就学前の者については、無料となります。さらに同条例第１５条に基づく減免制度を県との協議により設定していただきます。

※　過去３か年の使用料収入及び減免の実績については、資料４を参照。

※　現在の利用料金（条例で定める料金）及び実費徴収料金については、資料５を参照。

イ　指定管理業務に係る委託料

県は、指定管理業務に必要な経費を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に委託料として支払います。委託料の具体的な額や支払い時期・方法等は協議の上、協定で定めます。

なお、指定管理者が管理を行うために必要な経費は、利用料金収入、県委託料及び指定管理者が行う自主事業等の収入で賄うことになります。原則として、収支が赤字になった場合でも県委託料の補てんはありません。

※　過去３か年の収支状況及び管理運営体制については、資料６を参照。

（３）指定予定期間

令和４年４月１日から令和９年３月３１日までの５年間を予定しています。

（４）管理の基準

ア　関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に名栗げんきプラザの運営を行うこと。

イ　名栗げんきプラザの施設の維持管理を適正に行うこと。

ウ　指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

※　管理の基準を遵守しない場合、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

（５）指定管理者と県の役割分担

指定管理者と県との役割分担は、原則として次のとおりとします。

項　目	指定管理者	県
施設（設備、備品を含む。）の保守点検	○	
施設の維持管理（植栽管理、清掃等を含む。）	○	

安全衛生管理	○	
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
事故、火災等による施設の損傷の回復	△ （指定管理者の責に帰すべき事由による場合）	○
施設利用者の被災に対する責任	△ （現場での対応）	○
県有施設の火災共済保険加入		○
県有施設の賠償責任保険加入	○	
包括的な管理責任		○

※　その他の指定管理者の役割

○　指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、名栗げんきプラザを常に良好な状態に管理する義務を負います。

○　指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければなりません。

（６）指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア　指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

イ　指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときには、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ　指定管理者が県の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

エ　イ又はウにより指定管理者の指定を取り消され、県に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、県に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。

オ　県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

（７）委託等の禁止

指定管理業務の実施に当たり、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせること

は認められません。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

業務の一部委託等を予定している場合は、申請時に、委託予定業務一覧表を作成し、提出してください。

（８）専門職員の配置

げんきプラザは、青少年の健全育成及び県民の生涯学習の振興を目的としており、宿泊学習やキャンプ活動等の指導を行うため専門的知識や技術が必要です。このため、実務経験のある社会教育主事等の有資格者を常時１名以上配置してください。

※その他の資格（例示）

資　格	認定団体
キャンプインストラクター	（公社）日本キャンプ協会
自然体験活動指導者	NPO 自然体験活動推進協議会（CONE）

（９）その他

ア　指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の適正な管理・保存に努めること。

イ　指定管理業務を通じて作成又は取得した文書等の情報公開に努めること。

ウ　指定管理業務を通じて取得した個人情報について、埼玉県個人情報保護条例に基づき適正な取扱いをすること。

エ　指定管理業務の実施に当たり、県内中小企業者の受注機会の増大と県内中小企業者に配慮した物品等の調達に努めること。

オ　指定管理業務の実施に当たり、省エネルギーの徹底と環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

カ　指定管理業務の実施に当たり、障害者の雇用の拡大と県内障害者就労施設等に配慮した物品等の調達に努めること。

キ　指定管理者は県と協議の上、県が設定する公の施設の管理目標の達成に努めること。

※　「管理に当たっての条件」についての細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

４　申請の手続

（１）申請者の備えるべき資格

ア　埼玉県内に事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）

※　置こうとする法人等の場合、令和４年３月３１日までに事務所を置くこと。また、そのことを証明できる書類を提出すること。

イ　法人等であっても、次のいずれかに該当する場合は申請を行うことができません。また、申請後、指定を受けるまでの間にいずれかに該当することとなった場合、その資格を失うことになります。

（ア）地方自治法施行令第１６７条の４の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等

（イ）会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開

始の申立てがなされている法人等

（ウ）埼玉県から入札参加停止措置を受けている法人等

（エ）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等

（オ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

（カ）暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等

（キ）その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

※１　申請書には、上記（ア）～（キ）に該当しない旨の誓約書を添付してください。

※２　選定委員会委員等、本件業務に従事する本県職員等に対し、本件応募についての故意による接触を禁じます。なお、故意による接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

※３　複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、グループの名称及び代表者を定めて「グループの協定書又はこれに準ずる書類」（任意様式）を提出してください。なお、当該グループの構成員は、名栗げんきプラザ指定管理者指定の申請を行う他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。また、構成員のいずれかが、上記４の（１）イのいずれかに該当する場合は、申請することができません。

（２）申請の方法

申請に当たっては、以下の書類を県教育委員会に提出していただきます。

なお、県教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア　提出書類

（ア）指定管理者指定申請書（様式１、グループ申請の場合は様式１に加え、様式２及びグループの協定書又はこれに準ずる書類も添付すること。）

（イ）法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（申請日前３か月以内に取得したもの）又はこれに準ずる書類

（ウ）法人等の決算関係書類（過去３か年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）

（エ）法人等の予算関係書類（直近１年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる書類）

（オ）法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（就業規則、経理規程、給与規程その他法人等の諸規程類）

（カ）設立趣旨、事業内容のパンフレット等、法人等の概要のわかるもの

（キ）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※　法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（３の３）を提出

してください。また、法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近３事業年度分の納税証明書を提出してください。

（ク）役員の名簿及び履歴を記載した書類

（ケ）重大な事故又は不祥事に関する報告書（様式３）

※　募集開始の日から起算して過去５年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）が以下の事由に該当する場合、その内容及び改善に向けた対応について記載してください。

⑴　他の団体における指定管理者業務に係る指定の取消し、業務停止命令を受けた場合

⑵　国、地方自治体における入札参加停止措置を受けた場合

⑶　役員及び従業員において重大な事故または不祥事＊があった場合

＊「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」第３条の規定に基づく入札参加停止の措置要件に該当するもの

（コ）誓約書（様式４（４の（１）のイ（ア）～（キ）に該当しないことの誓約書））

（サ）類似施設における業務実績を記載した書類（原則として、過去５年間を対象として記載）

（シ）埼玉県立名栗げんきプラザの管理運営に関する事業計画書（様式５－１）

以下の項目を含めて作成してください。

①　指定管理業務を行うに当たっての基本方針

名栗げんきプラザを管理運営するに当たっての心構え、基本方針、コンセプト（社会教育施設として県民の平等利用の確保、より良いサービスの提供、効果的・効率的運営の方針など）を記述してください。

②　名栗げんきプラザの現状認識と将来展望等

名栗げんきプラザの現状認識と将来の展望等について、提案する事業計画の効果などを踏まえて、記述してください。

③　管理執行体制

人員配置、雇用者数、業務の継続的・安定的な運営を図るための職員の確保（専門職員の配置を含む。）及び職員の研修計画の考え方等について提案してください。特に、今後も新型コロナウイルスの影響が続くと予想されることから、これまでとは異なる管理体制や勤務体制についても工夫するようにしてください。また、業務の一部を委託する場合については、委託する業務内容を記述してください。

④　自主事業計画

名栗げんきプラザでは、様々な自主事業を企画し、青少年の健全育成と、県民の生涯学習の振興のための事業を実施しています。これらの事業について、より効果的な事業の企画を提案してください。

自主事業に関しては、県立の社会教育施設としての役割を意識し、体験活動に関する先導的な取組の実施や人材育成、県内への普及などの視点を持って、

企画、運営してください。また、感染拡大防止対策として、例えば非来館型のサービスの提供など、事業継続のための工夫を提案してください。

特に、資料７－２の「名栗げんきプラザの特色を活かした自主事業について」及び「県の施策を踏まえた自主事業（地域の課題解決に向けた事業）について」を踏まえた企画の提案をお願いします。

さらに、利用者の拡大や事業ＰＲなどの施設の認知度向上に係る方策についても、提案してください。

※　現在、名栗げんきプラザで実施している自主事業は資料７－１を参照。

⑤　利用者の指導、助言、支援に関する基本方針

青少年（団体）に対する集団宿泊体験、野外体験活動などにおける指導、県民の生涯学習活動に対する助言や支援について、基本的な考え方を記述してください。

⑥　利用者の受入れに関する方針と対処方法

予約受付、利用者案内、広報、給食、シーツ・枕カバーの貸付けなど、利用者の受入れに関する業務の実施方法について提案してください。利用者から実費料金を徴収するものについては、料金についても記述してください。

⑦　利用料金等の収受方法

利用料金及び利用者からの実費徴収金の納付方法（現金、銀行振込など）や期限について記述してください。

⑧　施設設備の維持・管理に関する計画

施設（野外活動施設等含む。）及び物品の管理方法や管理計画、警備や清掃、保守点検等について提案してください。なお、施設設備については、長寿命化の観点を踏まえ管理方法や管理計画について提案してください。

なお、名栗げんきプラザには、プラネタリウムがあります。

※　名栗げんきプラザの主な施設・設備等保守管理業務については資料８－１及び同別添を参照。

※　現在のプラネタリウム投影機器等については資料８－２を参照。

⑨　利用者等のニーズの把握及び実現策

具体的なニーズ把握の方法と、その実現方策の考え方を記述してください。

⑩　接遇の向上策と利用者のトラブルの未然防止と対処方法

利用者に対する接遇の向上策について提案してください。また、利用者からの苦情や不満、トラブルが発生した場合の具体的な解決方法や体制について提案してください。

⑪　個人に関する情報の取扱いについての基本方針

管理運営していく過程で取得した個人情報の保護については、適切な管理が必要です。情報管理体制や取扱いに関する基本的な方針について提案してください。

⑫　危機管理に対する方針

多くの県民が利用する施設であり、防災、防犯、その他緊急時の対応等について、十分に対応できる体制が必要です。その基本方針を提案してください。（※防災については施設の防災に係る地理的条件を踏まえて作成してください。）

また、感染防止対策についても、創意工夫された具体的な方策を提案してください。

さらに、保険（自動車任意保険、施設賠償責任保険など。ただし、火災保険を除く。）に加入する計画があれば保険内容等についても記述してください。

⑬　名栗げんきプラザの管理運営に係る令和４年度収支予算案

管理運営の必要経費及び収入額について算出し、提案してください。算定する際は、人件費、光熱水費、運営事務費などの県委託料の対象経費と、利用者受入れに伴う給食、リネン類貸付などの実費徴収経費とを項目として区分し、収支を積算してください。その際には、収入だけではなく支出についても、感染拡大防止対策を徹底した上で一年を通じて開所するという想定の下で、新型コロナウイルスの影響による増減を考慮するようにしてください。（例：オンライン会議システムの使用による会議会場使用料や旅費の減少、感染症対策のための衛生用品購入費の増加）

※　様式５－２を参考にしてください。

⑭　５年間の計画

計画を作成する際には、⑬と同様に、新型コロナウイルスの影響を考慮してください。

ａ　利用人員予測

施設別、利用者別に利用人員を予測してください。また、その根拠を示してください。

ｂ　収支計画

⑬の収支予算案に準じて、利用料金収入の予測及び管理運営経費の５年間の計画を作成してください。

※　様式５－３を参考にしてください。

ｃ　利用料金に関する考え方

名栗げんきプラザの利用料金の額については、指定管理者が条例の範囲内において、県の承認を得て設定するものです。適切な料金の設定についての基本的な考え方について提案してください。

⑮　事業運営を自ら評価する「自己評価制度」

名栗げんきプラザの効果的、効率的管理及びサービス向上の観点から、自己評価を行っていただきます。基本的な考え方を記述してください。

（ス）委託予定業務一覧表（様式６）

※　清掃、警備等、個々の具体的業務を第三者へ委託（再委託）する予定がある場合、その内容及び委託先の選定方法を記載してください。ただし、業務の全部を

第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。

イ　提出方法

申請書類の提出は、電子メールとします。ただし、（イ）及び（キ）については、郵送とします。

なお、電子メールにより提出した際は、その旨を電話にて御連絡ください。

［提出先］

埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課　社会教育施設企画調整担当

〒３３０－９３０１　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１

電話　０４８－８３０－６９１７

メールアドレス　a6975-02@pref.saitama.lg.jp

ウ　提出部数

郵送で提出する（イ）及び（キ）については、１部提出してください。

なお、グループによる申請の場合は、（イ）から（サ）までについては、構成員ごとに提出してください。

エ　受付期間

電子メール及び郵送ともに、令和３年９月８日(水)午後５時１５分必着とします。

郵送は、原則として書留としてください。

オ　その他

申請については、一申請者につき一提案に限ります。複数の提案はできません。また、申請書類の提出後は、その内容を変更することはできません。

（３）質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア　受付期間　令和３年７月６日（火）～８月２０日（金）午後５時まで

イ　受付方法　募集要項の内容等に関する質問書（様式７）に記入の上、電子メール又はＦＡＸで提出してください。（提出後は、生涯学習推進課社会教育施設企画調整担当（０４８－８３０－６９１７）まで御連絡ください。）

［メールアドレス］　a6975-02@pref.saitama.lg.jp

［ＦＡＸ］　０４８-８３０-４９６４

ウ　回答方法　質問及び回答は生涯学習推進課ホームページにおいて公表します(質問者名は表示しません)。なお、現地説明会において出された質問及び回答についても併せて公表します。

（４）現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。なお、参加希望者は、原則として７月２７日(火)午後５時１５分まで（土、日を除く。）に参加希望人数を生涯学習推進課社会教育施設企画調整担当（０４８－８３０－６９１７）まで御連絡ください。

ア　開催日時　令和３年７月２８日（水）午後２時開始

イ　開催場所　名栗げんきプラザ集会室（２階）

（開始時間の５分前までに集合してください。）

（５）著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表など必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

（６）費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

（７）情報公開条例に基づく開示請求

提出された申請書類は、埼玉県情報公開条例に基づく開示請求の対象となります（原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除く。）。

（８）申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合には、書面により申し出てください。

５　指定管理者の指定等

（１）指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者の選定に当たっては、提出された申請書により、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション）を行い、（２）の「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者候補者とします。

一次審査の結果は、審査後、令和３年９月３０日（木）までにすべての申請者に文書で連絡します。

二次審査は、一次審査を通過した申請について、提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行っていただき、申請の内容を基に総合的に審査します。プレゼンテーションの方法、日時等は、二次審査参加者に文書で連絡します。

二次審査の結果は、すべての二次審査参加者に文書で連絡します。

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者候補者に事故ある場合等があり、候補者としての資格要件を失った時は、候補者に対してその旨の通知をした後、二次審査において次点となった者を新たに指定管理者候補者とします。

（２）選定に当たっての審査基準

ア　県民の平等な名栗げんきプラザの利用を確保することができること。

イ　関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に名栗げんきプラザの運営を行うことができること。

ウ　名栗げんきプラザの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

エ　指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

オ　指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

（３）主な審査のポイント

ア　応募資格に適合しているか。

イ　県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
・施設の設置目的を理解した適切な方針や考え方が述べられているか。
・実務経験のある専門職員を配置できる見込みはあるか。
ウ　利用者本位の柔軟なサービスが提供できるか。
・基本的な考え方は適切か。
・具体的なサービスの向上策や対応策が提案されているか。
・利用者ニーズの把握やその対応策が提案されているか。
・トラブルや苦情処理への対応は適切か。
エ　県民の平等利用確保への配慮がされているか。
・利用受付の方法は適切か。
・利用申請が重複した場合の調整方法が示されているか。
オ　効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
・人員配置や雇用計画、また従業員研修は適切か。
・施設の維持管理計画は、効果的かつ効率的なものか。
・収支計画・実施計画・利用人員予測は適切か。
・コロナ禍における管理・勤務体制として適切か。
・自己評価制度に関する考え方は適切か。
カ　施設設備の長寿命化につながる提案はあるか。
キ　法人等の経営基盤が安定しているか。
・過去３年間の決算状況及び財務諸表のバランスはとれているか。
・資金計画等確実な財政基盤はあるか。
ク　効果的な自主事業を実施できるか。
・青少年の健全育成、生涯学習の振興に関する事業が提案されているか。
・コロナ禍を踏まえ創意工夫された事業が提案されているか。
・名栗げんきプラザの特色を活かした提案がされているか。
・県の施策を踏まえた提案（地域の課題解決に向けた事業）がされているか。
・利用者に対する指導、助言、支援の考え方は適切か。
・利用者の増加につながる魅力ある提案がされているか。
ケ　施設の認知度向上につながる提案はあるか。
コ　指定管理業務に係る県の委託料（算出した額）は適切な額か。
・必要な経費を効率的に見積もっているか。
・利用者数や稼働率に見合った収入を計上し、委託料に反映しているか。
・利用料金に対する考え方（額の設定、徴収方法）は適切か。
・自主事業については、当該事業運営費（自主事業開催費、給食等運営費）がその実施に要する適正な経費であり、当該事業収入（自主事業参加費、給食等負担費）と均衡するものとなっているか。
サ　個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。
シ　県内中小企業者、環境、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。

ス　危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。

・基本的な方針は適切か。

・特に、感染防止対策に係る具体的な方策について創意工夫がなされているか。

（４）選定に当たっての審査方法等

一次審査及び二次審査は、埼玉県教育局が設置する選定委員会が、審査基準に基づき審査します。

選定委員会の委員は、過半数を外部有識者（青少年の体験活動に関する有識者や経営に関する専門家等）とし、その他、教育局関係者を加えて構成されます。

なお、選定委員会の会議は非公開とします。

（５）指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、埼玉県議会の議決を経て、埼玉県教育委員会が文書で指定します。

なお、指定後速やかに、埼玉県報において告示します。

（６）審査結果の公表

指定管理者の指定後に、指定管理者の名称、各選定委員の職・氏名、審査項目ごとの配点及び各応募者の得点、提案の概要、選定委員の主な意見を県ホームページで公表します。

（７）申請者に対する自己情報の開示

指定管理者の指定告示後、ホームページの公開情報以外に、申請者が希望する場合は、その申請者自らの応募分について審査情報を提供します。

６　指定管理者指定後の手続

（１）協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る委託料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と県との間で協議の上、協定を締結するものとします。

（２）引継ぎ、準備行為の実施

指定管理者は県と協議し、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、前管理者から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、それぞれの負担とします。

また、利用料金は、利用者が施設を利用した日の管理者に帰属しますので、管理者が交代する日の前後に納付された利用料金は、利用日を基準に整理し、前管理者と新管理者との間で清算することとします。

（３）その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア　指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実でないと認められるとき。

イ　著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

7　スケジュール

月日	内容
令和３年７月６日～８月２０日	質問事項の受付期間
７月２８日	現地説明会
９月１日～８日	申請書の受付期間
９月中旬～下旬	一次審査（書類審査）・一次審査結果通知
１０月１４日（予定）	二次審査（プレゼンテーション）
１０月下旬	二次審査結果通知（指定管理者候補者の選定）
１２月下旬	指定管理者の議決（県議会１２月定例会）
令和４年　１月上旬	指定管理者の指定（告示）
３月下旬	協定の締結

8　問合せ先

埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課　社会教育施設企画調整担当
住　所：〒３３０－９３０１　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１
電　話：０４８－８３０－６９１７
ＦＡＸ：０４８－８３０－４９６４
メールアドレス：a6975-02@pref.saitama.lg.jp

資料１－１

名栗げんきプラザ案内図

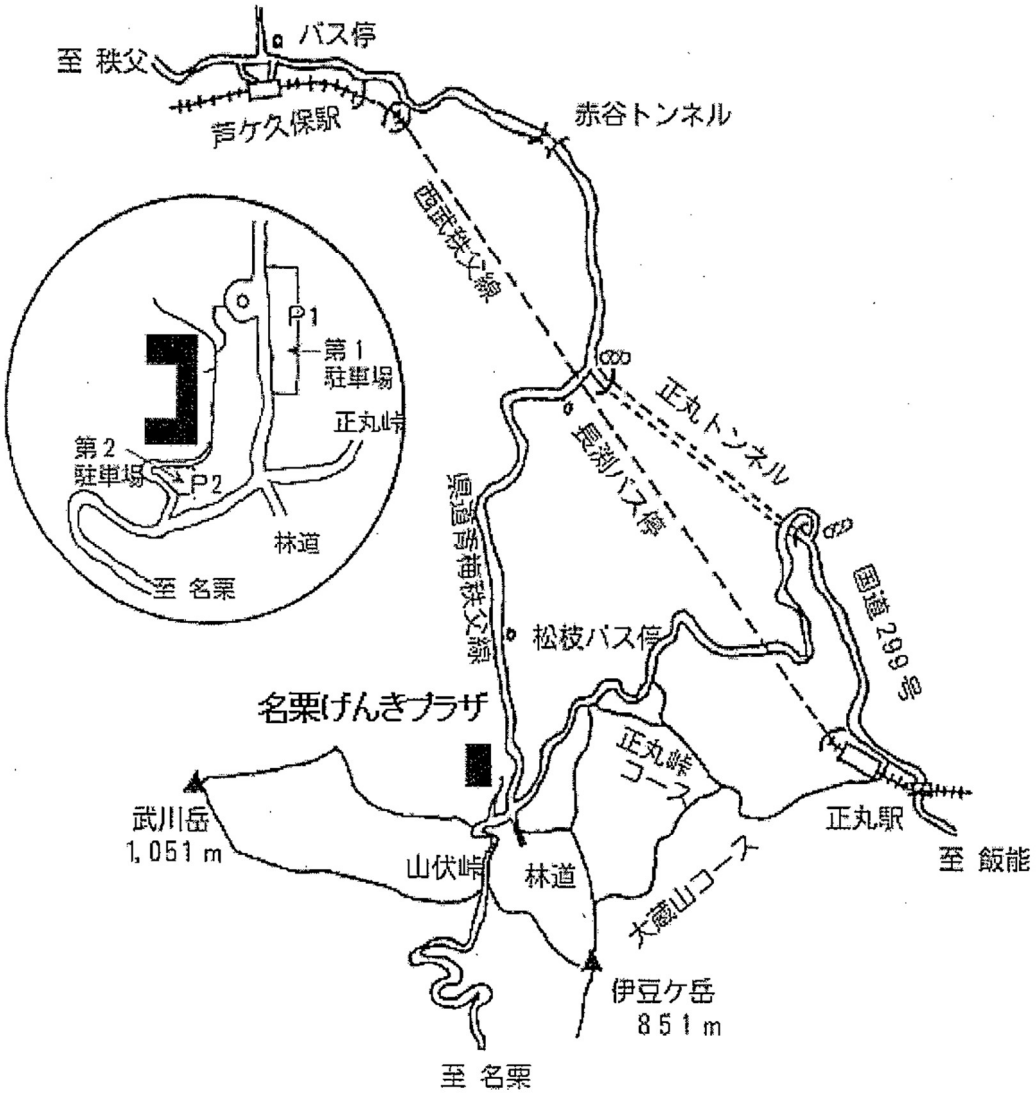

電車

西部秩父線「正丸」駅下車、入所コース（大蔵山、正丸峠）を経て４km

徒歩約１時間３０分

車

国道２９９号線、正丸トンネル秩父側の信号を名栗、青梅方面へ曲がって約４km

〒357-0111　飯能市上名栗１２８９－２

電　話　　０４２－９７９－１０１１

ＦＡＸ　　０４２－９７９－１０１３

Ｈ　Ｐ　　http://www.naguri-genki.com/

E-mail　　naguri@tokyu-com.co.jp

資料１－２

名栗げんきプラザ施設配置図

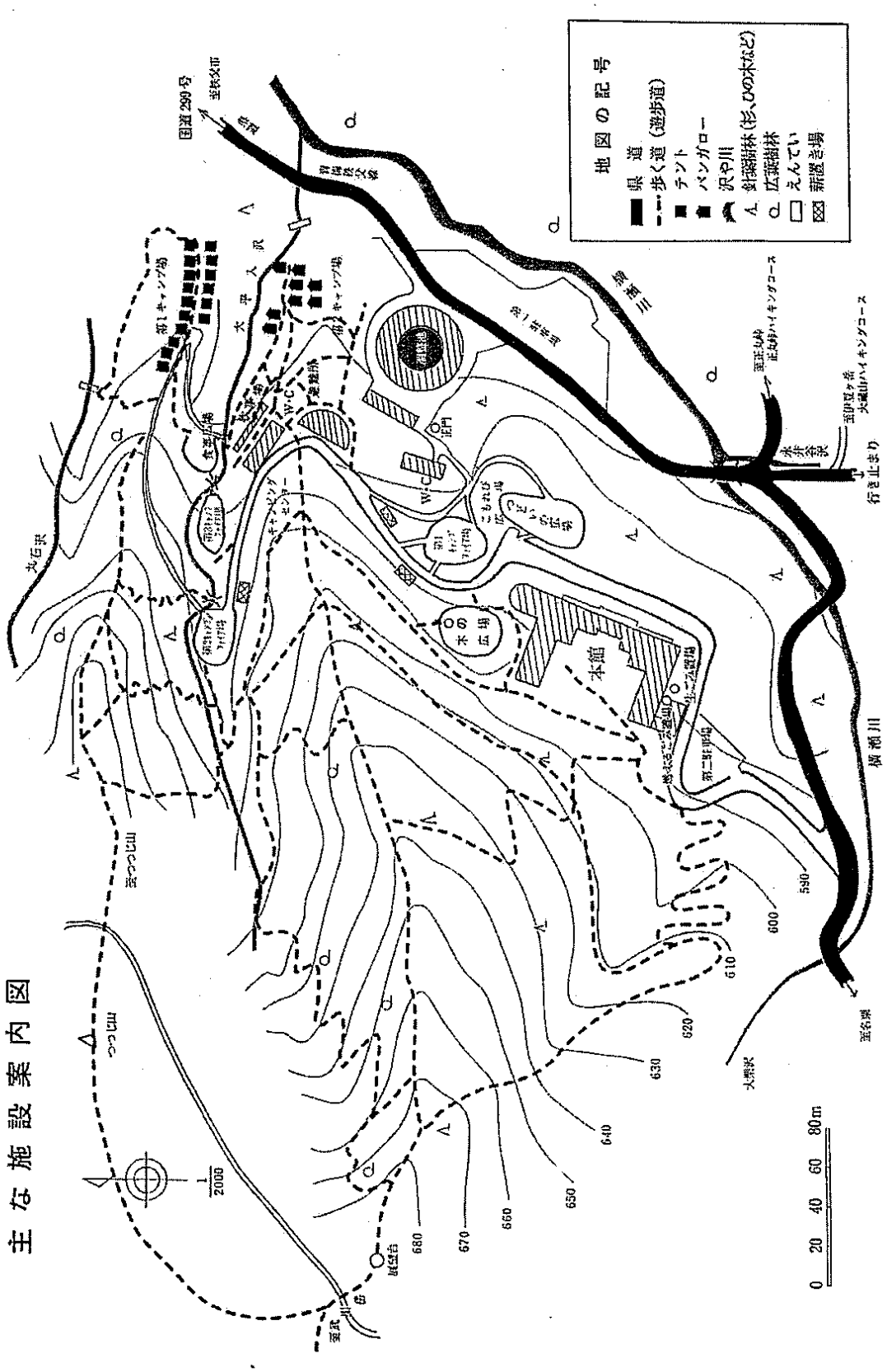
主な施設案内図
地図の記号
県道
歩く道（遊歩道）
テント
バンガロー
沢や川
針葉樹林（杉、ひの木など）
広葉樹林
えんてい
新設き場
国道299号
至秩父市
県道
大平入沢
第1キャンプ場
第2キャンプ場
第3キャンプ場
第4キャンプ場
第5キャンプ場
第1駐車場
第2駐車場
第3駐車場
第4駐車場
第5駐車場
第6駐車場
第7駐車場
第8駐車場
第9駐車場
第10駐車場
第11駐車場
第12駐車場
第13駐車場
第14駐車場
第15駐車場
第16駐車場
第17駐車場
第18駐車場
第19駐車場
第20駐車場
第21駐車場
第22駐車場
第23駐車場
第24駐車場
第25駐車場
第26駐車場
第27駐車場
第28駐車場
第29駐車場
第30駐車場
第31駐車場
第32駐車場
第33駐車場
第34駐車場
第35駐車場
第36駐車場
第37駐車場
第38駐車場
第39駐車場
第40駐車場
第41駐車場
第42駐車場
第43駐車場
第44駐車場
第45駐車場
第46駐車場
第47駐車場
第48駐車場
第49駐車場
第50駐車場
第51駐車場
第52駐車場
第53駐車場
第54駐車場
第55駐車場
第56駐車場
第57駐車場
第58駐車場
第59駐車場
第60駐車場
第61駐車場
第62駐車場
第63駐車場
第64駐車場
第65駐車場
第66駐車場
第67駐車場
第68駐車場
第69駐車場
第70駐車場
第71駐車場
第72駐車場
第73駐車場
第74駐車場
第75駐車場
第76駐車場
第77駐車場
第78駐車場
第79駐車場
第80駐車場
第81駐車場
第82駐車場
第83駐車場
第84駐車場
第85駐車場
第86駐車場
第87駐車場
第88駐車場
第89駐車場
第90駐車場
第91駐車場
第92駐車場
第93駐車場
第94駐車場
第95駐車場
第96駐車場
第97駐車場
第98駐車場
第99駐車場
第100駐車場
第101駐車場
第102駐車場
第103駐車場
第104駐車場
第105駐車場
第106駐車場
第107駐車場
第108駐車場
第109駐車場
第110駐車場
第111駐車場
第112駐車場
第113駐車場
第114駐車場
第115駐車場
第116駐車場
第117駐車場
第118駐車場
第119駐車場
第120駐車場
第121駐車場
第122駐車場
第123駐車場
第124駐車場
第125駐車場
第126駐車場
第127駐車場
第128駐車場
第129駐車場
第130駐車場
第131駐車場
第132駐車場
第133駐車場
第134駐車場
第135駐車場
第136駐車場
第137駐車場
第138駐車場
第139駐車場
第140駐車場
第141駐車場
第142駐車場
第143駐車場
第144駐車場
第145駐車場
第146駐車場
第147駐車場
第148駐車場
第149駐車場
第150駐車場
第151駐車場
第152駐車場
第153駐車場
第154駐車場
第155駐車場
第156駐車場
第157駐車場
第158駐車場
第159駐車場
第160駐車場
第161駐車場
第162駐車場
第163駐車場
第164駐車場
第165駐車場
第166駐車場
第167駐車場
第168駐車場
第169駐車場
第170駐車場
第171駐車場
第172駐車場
第173駐車場
第174駐車場
第175駐車場
第176駐車場
第177駐車場
第178駐車場
第179駐車場
第180駐車場
第181駐車場
第182駐車場
第183駐車場
第184駐車場
第185駐車場
第186駐車場
第187駐車場
第188駐車場
第189駐車場
第190駐車場
第191駐車場
第192駐車場
第193駐車場
第194駐車場
第195駐車場
第196駐車場
第197駐車場
第198駐車場
第199駐車場
第200駐車場
第201駐車場
第202駐車場
第203駐車場
第204駐車場
第205駐車場
第206駐車場
第207駐車場
第208駐車場
第209駐車場
第210駐車場
第211駐車場
第212駐車場
第213駐車場
第214駐車場
第215駐車場
第216駐車場
第217駐車場
第218駐車場
第219駐車場
第220駐車場
第221駐車場
第222駐車場
第223駐車場
第224駐車場
第225駐車場
第226駐車場
第227駐車場
第228駐車場
第229駐車場
第230駐車場
第231駐車場
第232駐車場
第233駐車場
第234駐車場
第235駐車場
第236駐車場
第237駐車場
第238駐車場
第239駐車場
第240駐車場
第241駐車場
第242駐車場
第243駐車場
第244駐車場
第245駐車場
第246駐車場
第247駐車場
第248駐車場
第249駐車場
第250駐車場
第251駐車場
第252駐車場
第253駐車場
第254駐車場
第255駐車場
第256駐車場
第257駐車場
第258駐車場
第259駐車場
第260駐車場
第261駐車場
第262駐車場
第263駐車場
第264駐車場
第265駐車場
第266駐車場
第267駐車場
第268駐車場
第269駐車場
第270駐車場
第271駐車場
第272駐車場
第273駐車場
第274駐車場
第275駐車場
第276駐車場
第277駐車場
第278駐車場
第279駐車場
第280駐車場
第281駐車場
第282駐車場
第283駐車場
第284駐車場
第285駐車場
第286駐車場
第287駐車場
第288駐車場
第289駐車場
第290駐車場
第291駐車場
第292駐車場
第293駐車場
第294駐車場
第295駐車場
第296駐車場
第297駐車場
第298駐車場
第299駐車場
第300駐車場
第301駐車場
第302駐車場
第303駐車場
第304駐車場
第305駐車場
第306駐車場
第307駐車場
第308駐車場
第309駐車場
第310駐車場
第311駐車場
第312駐車場
第313駐車場
第314駐車場
第315駐車場
第316駐車場
第317駐車場
第318駐車場
第319駐車場
第320駐車場
第321駐車場
第322駐車場
第323駐車場
第324駐車場
第325駐車場
第326駐車場
第327駐車場
第328駐車場
第329駐車場
第330駐車場
第331駐車場
第332駐車場
第333駐車場
第334駐車場
第335駐車場
第336駐車場
第337駐車場
第338駐車場
第339駐車場
第340駐車場
第341駐車場
第342駐車場
第343駐車場
第344駐車場
第345駐車場
第346駐車場
第347駐車場
第348駐車場
第349駐車場
第350駐車場
第351駐車場
第352駐車場
第353駐車場
第354駐車場
第355駐車場
第356駐車場
第357駐車場
第358駐車場
第359駐車場
第360駐車場
第361駐車場
第362駐車場
第363駐車場
第364駐車場
第365駐車場
第366駐車場
第367駐車場
第368駐車場
第369駐車場
第370駐車場
第371駐車場
第372駐車場
第373駐車場
第374駐車場
第375駐車場
第376駐車場
第377駐車場
第378駐車場
第379駐車場
第380駐車場
第381駐車場
第382駐車場
第383駐車場
第384駐車場
第385駐車場
第386駐車場
第387駐車場
第388駐車場
第389駐車場
第390駐車場
第391駐車場
第392駐車場
第393駐車場
第394駐車場
第395駐車場
第396駐車場
第397駐車場
第398駐車場
第399駐車場
第400駐車場
第401駐車場
第402駐車場
第403駐車場
第404駐車場
第405駐車場
第406駐車場
第407駐車場
第408駐車場
第409駐車場
第410駐車場
第411駐車場
第412駐車場
第413駐車場
第414駐車場
第415駐車場
第416駐車場
第417駐車場
第418駐車場
第419駐車場
第420駐車場
第421駐車場
第422駐車場
第423駐車場
第424駐車場
第425駐車場
第426駐車場
第427駐車場
第428駐車場
第429駐車場
第430駐車場
第431駐車場
第432駐車場
第433駐車場
第434駐車場
第435駐車場
第436駐車場
第437駐車場
第438駐車場
第439駐車場
第440駐車場
第441駐車場
第442駐車場
第443駐車場
第444駐車場
第445駐車場
第446駐車場
第447駐車場
第448駐車場
第449駐車場
第450駐車場
第451駐車場
第452駐車場
第453駐車場
第454駐車場
第455駐車場
第456駐車場
第457駐車場
第458駐車場
第459駐車場
第460駐車場
第461駐車場
第462駐車場
第463駐車場
第464駐車場
第465駐車場
第466駐車場
第467駐車場
第468駐車場
第469駐車場
第470駐車場
第471駐車場
第472駐車場
第473駐車場
第474駐車場
第475駐車場
第476駐車場
第477駐車場
第478駐車場
第479駐車場
第480駐車場
第481駐車場
第482駐車場
第483駐車場
第484駐車場
第485駐車場
第486駐車場
第487駐車場
第488駐車場
第489駐車場
第490駐車場
第491駐車場
第492駐車場
第493駐車場
第494駐車場
第495駐車場
第496駐車場
第497駐車場
第498駐車場
第499駐車場
第500駐車場
第501駐車場
第502駐車場
第503駐車場
第504駐車場
第505駐車場
第506駐車場
第507駐車場
第508駐車場
第509駐車場
第510駐車場
第511駐車場
第512駐車場
第513駐車場
第514駐車場
第515駐車場
第516駐車場
第517駐車場
第518駐車場
第519駐車場
第520駐車場
第521駐車場
第522駐車場
第523駐車場
第524駐車場
第525駐車場
第526駐車場
第527駐車場
第528駐車場
第529駐車場
第530駐車場
第531駐車場
第532駐車場
第533駐車場
第534駐車場
第535駐車場
第536駐車場
第537駐車場
第538駐車場
第539駐車場
第540駐車場
第541駐車場
第542駐車場
第543駐車場
第544駐車場
第545駐車場
第546駐車場
第547駐車場
第548駐車場
第549駐車場
第550駐車場
第551駐車場
第552駐車場
第553駐車場
第554駐車場
第555駐車場
第556駐車場
第557駐車場
第558駐車場
第559駐車場
第560駐車場
第561駐車場
第562駐車場
第563駐車場
第564駐車場
第565駐車場
第566駐車場
第567駐車場
第568駐車場
第569駐車場
第570駐車場
第571駐車場
第572駐車場
第573駐車場
第574駐車場
第575駐車場
第576駐車場
第577駐車場
第578駐車場
第579駐車場
第580駐車場
第581駐車場
第582駐車場
第583駐車場
第584駐車場
第585駐車場
第586駐車場
第587駐車場
第588駐車場
第589駐車場
第590駐車場
第591駐車場
第592駐車場
第593駐車場
第594駐車場
第595駐車場
第596駐車場
第597駐車場
第598駐車場
第599駐車場
第600駐車場
第601駐車場
第602駐車場
第603駐車場
第604駐車場
第605駐車場
第606駐車場
第607駐車場
第608駐車場
第609駐車場
第610駐車場
第611駐車場
第612駐車場
第613駐車場
第614駐車場
第615駐車場
第616駐車場
第617駐車場
第618駐車場
第619駐車場
第620駐車場
第621駐車場
第622駐車場
第623駐車場
第624駐車場
第625駐車場
第626駐車場
第627駐車場
第628駐車場
第629駐車場
第630駐車場
第631駐車場
第632駐車場
第633駐車場
第634駐車場
第635駐車場
第636駐車場
第637駐車場
第638駐車場
第639駐車場
第640駐車場
第641駐車場
第642駐車場
第643駐車場
第644駐車場
第645駐車場
第646駐車場
第647駐車場
第648駐車場
第649駐車場
第650駐車場
第651駐車場
第652駐車場
第653駐車場
第654駐車場
第655駐車場
第656駐車場
第657駐車場
第658駐車場
第659駐車場
第660駐車場
第661駐車場
第662駐車場
第663駐車場
第664駐車場
第665駐車場
第666駐車場
第667駐車場
第668駐車場
第669駐車場
第670駐車場
第671駐車場
第672駐車場
第673駐車場
第674駐車場
第675駐車場
第676駐車場
第677駐車場
第678駐車場
第679駐車場
第680駐車場
第681駐車場
第682駐車場
第683駐車場
第684駐車場
第685駐車場
第686駐車場
第687駐車場
第688駐車場
第689駐車場
第690駐車場
第691駐車場
第692駐車場
第693駐車場
第694駐車場
第695駐車場
第696駐車場
第697駐車場
第698駐車場
第699駐車場
第700駐車場
第701駐車場
第702駐車場
第703駐車場
第704駐車場
第705駐車場
第706駐車場
第707駐車場
第708駐車場
第709駐車場
第710駐車場
第711駐車場
第712駐車場
第713駐車場
第714駐車場
第715駐車場
第716駐車場
第717駐車場
第718駐車場
第719駐車場
第720駐車場
第721駐車場
第722駐車場
第723駐車場
第724駐車場
第725駐車場
第726駐車場
第727駐車場
第728駐車場
第729駐車場
第730駐車場
第731駐車場
第732駐車場
第733駐車場
第734駐車場
第735駐車場
第736駐車場
第737駐車場
第738駐車場
第739駐車場
第740駐車場
第741駐車場
第742駐車場
第743駐車場
第744駐車場
第745駐車場
第746駐車場
第747駐車場
第748駐車場
第749駐車場
第750駐車場
第751駐車場
第752駐車場
第753駐車場
第754駐車場
第755駐車場
第756駐車場
第757駐車場
第758駐車場
第759駐車場
第760駐車場
第761駐車場
第762駐車場
第763駐車場
第764駐車場
第765駐車場
第766駐車場
第767駐車場
第768駐車場
第769駐車場
第770駐車場
第771駐車場
第772駐車場
第773駐車場
第774駐車場
第775駐車場
第776駐車場
第777駐車場
第778駐車場
第779駐車場
第780駐車場
第781駐車場
第782駐車場
第783駐車場
第784駐車場
第785駐車場
第786駐車場
第787駐車場
第788駐車場
第789駐車場
第790駐車場
第791駐車場
第792駐車場
第793駐車場
第794駐車場
第795駐車場
第796駐車場
第797駐車場
第798駐車場
第799駐車場
第800駐車場
第801駐車場
第802駐車場
第803駐車場
第804駐車場
第805駐車場
第806駐車場
第807駐車場
第808駐車場
第809駐車場
第810駐車場
第811駐車場
第812駐車場
第813駐車場
第814駐車場
第815駐車場
第816駐車場
第817駐車場
第818駐車場
第819駐車場
第820駐車場
第821駐車場
第822駐車場
第823駐車場
第824駐車場
第825駐車場
第826駐車場
第827駐車場
第828駐車場
第829駐車場
第830駐車場
第831駐車場
第832駐車場
第833駐車場
第834駐車場
第835駐車場
第836駐車場
第837駐車場
第838駐車場
第839駐車場
第840駐車場
第841駐車場
第842駐車場
第843駐車場
第844駐車場
第845駐車場
第846駐車場
第847駐車場
第848駐車場
第849駐車場
第850駐車場
第851駐車場
第852駐車場
第853駐車場
第854駐車場
第855駐車場
第856駐車場
第857駐車場
第858駐車場
第859駐車場
第860駐車場
第861駐車場
第862駐車場
第863駐車場
第864駐車場
第865駐車場
第866駐車場
第867駐車場
第868駐車場
第869駐車場
第870駐車場
第871駐車場
第872駐車場
第873駐車場
第874駐車場
第875駐車場
第876駐車場
第877駐車場
第878駐車場
第879駐車場
第880駐車場
第881駐車場
第882駐車場
第883駐車場
第884駐車場
第885駐車場
第886駐車場
第887駐車場
第888駐車場
第889駐車場
第890駐車場
第891駐車場
第892駐車場
第893駐車場
第894駐車場
第895駐車場
第896駐車場
第897駐車場
第898駐車場
第899駐車場
第900駐車場
第901駐車場
第902駐車場
第903駐車場
第904駐車場
第905駐車場
第906駐車場
第907駐車場
第908駐車場
第909駐車場
第910駐車場
第911駐車場
第912駐車場
第913駐車場
第914駐車場
第915駐車場
第916駐車場
第917駐車場
第918駐車場
第919駐車場
第920駐車場
第921駐車場
第922駐車場
第923駐車場
第924駐車場
第925駐車場
第926駐車場
第927駐車場
第928駐車場
第929駐車場
第930駐車場
第931駐車場
第932駐車場
第933駐車場
第934駐車場
第935駐車場
第936駐車場
第937駐車場
第938駐車場
第939駐車場
第940駐車場
第941駐車場
第942駐車場
第943駐車場
第944駐車場
第945駐車場
第946駐車場
第947駐車場
第948駐車場
第949駐車場
第950駐車場
第951駐車場
第952駐車場
第953駐車場
第954駐車場
第955駐車場
第956駐車場
第957駐車場
第958駐車場
第959駐車場
第960駐車場
第961駐車場
第962駐車場
第963駐車場
第964駐車場
第965駐車場
第966駐車場
第967駐車場
第968駐車場
第969駐車場
第970駐車場
第971駐車場
第972駐車場
第973駐車場
第974駐車場
第975駐車場
第976駐車場
第977駐車場
第978駐車場
第979駐車場
第980駐車場
第981駐車場
第982駐車場
第983駐車場
第984駐車場
第985駐車場
第986駐車場
第987駐車場
第988駐車場
第989駐車場
第990駐車場
第991駐車場
第992駐車場
第993駐車場
第994駐車場
第995駐車場
第996駐車場
第997駐車場
第998駐車場
第999駐車場
第1000駐車場
本館
本部広場
こもれび広場
ジャンボ広場
第1駐車場
第2駐車場
第3駐車場
第4駐車場
第5駐車場
第6駐車場
第7駐車場
第8駐車場
第9駐車場
第10駐車場
第11駐車場
第12駐車場
第13駐車場
第14駐車場
第15駐車場
第16駐車場
第17駐車場
第18駐車場
第19駐車場
第20駐車場
第21駐車場
第22駐車場
第23駐車場
第24駐車場
第25駐車場
第26駐車場
第27駐車場
第28駐車場
第29駐車場
第30駐車場
第31駐車場
第32駐車場
第33駐車場
第34駐車場
第35駐車場
第36駐車場
第37駐車場
第38駐車場
第39駐車場
第40駐車場
第41駐車場
第42駐車場
第43駐車場
第44駐車場
第45駐車場
第46駐車場
第47駐車場
第48駐車場
第49駐車場
第50駐車場
第51駐車場
第52駐車場
第53駐車場
第54駐車場
第55駐車場
第56駐車場
第57駐車場
第58駐車場
第59駐車場
第60駐車場
第61駐車場
第62駐車場
第63駐車場
第64駐車場
第65駐車場
第66駐車場
第67駐車場
第68駐車場
第69駐車場
第70駐車場
第71駐車場
第72駐車場
第73駐車場
第74駐車場
第75駐車場
第76駐車場
第77駐車場
第78駐車場
第79駐車場
第80駐車場
第81駐車場
第82駐車場
第83駐車場
第84駐車場
第85駐車場
第86駐車場
第87駐車場
第88駐車場
第89駐車場
第90駐車場
第91駐車場
第92駐車場
第93駐車場
第94駐車場
第95駐車場
第96駐車場
第97駐車場
第98駐車場
第99駐車場
第100駐車場
第101駐車場
第102駐車場
第103駐車場
第104駐車場
第105駐車場
第106駐車場
第107駐車場
第108駐車場
第109駐車場
第110駐車場
第111駐車場
第112駐車場
第113駐車場
第114駐車場
第115駐車場
第116駐車場
第117駐車場
第118駐車場
第119駐車場
第120駐車場
第121駐車場
第122駐車場
第123駐車場
第124駐車場
第125駐車場
第126駐車場
第127駐車場
第128駐車場
第129駐車場
第130駐車場
第131駐車場
第132駐車場
第133駐車場
第134駐車場
第135駐車場
第136駐車場
第137駐車場
第138駐車場
第139駐車場
第140駐車場
第141駐車場
第142駐車場
第143駐車場
第144駐車場
第145駐車場
第146駐車場
第147駐車場
第148駐車場
第149駐車場
第150駐車場
第151駐車場
第152駐車場
第153駐車場
第154駐車場
第155駐車場
第156駐車場
第157駐車場
第158駐車場
第159駐車場
第160駐車場
第161駐車場
第162駐車場
第163駐車場
第164駐車場
第165駐車場
第166駐車場
第167駐車場
第168駐車場
第169駐車場
第170駐車場
第171駐車場
第172駐車場
第173駐車場
第174駐車場
第175駐車場
第176駐車場
第177駐車場
第178駐車場
第179駐車場
第180駐車場
第181駐車場
第182駐車場
第183駐車場
第184駐車場
第185駐車場
第186駐車場
第187駐車場
第188駐車場
第189駐車場
第190駐車場
第191駐車場
第192駐車場
第193駐車場
第194駐車場
第195駐車場
第196駐車場
第197駐車場
第198駐車場
第199駐車場
第200駐車場
第201駐車場
第202駐車場
第203駐車場
第204駐車場
第205駐車場
第206駐車場
第207駐車場
第208駐車場
第209駐車場
第210駐車場
第211駐車場
第212駐車場
第213駐車場
第214駐車場
第215駐車場
第216駐車場
第217駐車場
第218駐車場
第219駐車場
第220駐車場
第221駐車場
第222駐車場
第223駐車場
第224駐車場
第225駐車場
第226駐車場
第227駐車場
第228駐車場
第229駐車場
第230駐車場
第231駐車場
第232駐車場
第233駐車場
第234駐車場
第235駐車場
第236駐車場
第237駐車場
第238駐車場
第239駐車場
第240駐車場
第241駐車場
第242駐車場
第243駐車場
第244駐車場
第245駐車場
第246駐車場
第247駐車場
第248駐車場
第249駐車場
第250駐車場
第251駐車場
第252駐車場
第253駐車場
第254駐車場
第255駐車場
第256駐車場
第257駐車場
第258駐車場
第259駐車場
第260駐車場
第261駐車場
第262駐車場
第263駐車場
第264駐車場
第265駐車場
第266駐車場
第267駐車場
第268駐車場
第269駐車場
第270駐車場
第271駐車場
第272駐車場
第273駐車場
第274駐車場
第275駐車場
第276駐車場
第277駐車場
第278駐車場
第279駐車場
第280駐車場
第281駐車場
第282駐車場
第283駐車場
第284駐車場
第285駐車場
第286駐車場
第287駐車場
第288駐車場
第289駐車場
第290駐車場
第291駐車場
第292駐車場
第293駐車場
第294駐車場
第295駐車場
第296駐車場
第297駐車場
第298駐車場
第299駐車場
第300駐車場
第301駐車場
第302駐車場
第303駐車場
第304駐車場
第305駐車場
第306駐車場
第307駐車場
第308駐車場
第309駐車場
第310駐車場
第311駐車場
第312駐車場
第313駐車場
第314駐車場
第315駐車場
第316駐車場
第317駐車場
第318駐車場
第319駐車場
第320駐車場
第321駐車場
第322駐車場
第323駐車場
第324駐車場
第325駐車場
第326駐車場
第327駐車場
第328駐車場
第329駐車場
第330駐車場
第331駐車場
第332駐車場
第333駐車場
第334駐車場
第335駐車場
第336駐車場
第337駐車場
第338駐車場
第339駐車場
第340駐車場
第341駐車場
第342駐車場
第343駐車場
第344駐車場
第345駐車場
第346駐車場
第347駐車場
第348駐車場
第349駐車場
第350駐車場
第351駐車場
第352駐車場
第353駐車場
第354駐車場
第355駐車場
第356駐車場
第357駐車場
第358駐車場
第359駐車場
第360駐車場
第361駐車場
第362駐車場
第363駐車場
第364駐車場
第365駐車場
第366駐車場
第367駐車場
第368駐車場
第369駐車場
第370駐車場
第371駐車場
第372駐車場
第373駐車場
第374駐車場
第375駐車場
第376駐車場
第377駐車場
第378駐車場
第379駐車場
第380駐車場
第381駐車場
第382駐車場
第383駐車場
第384駐車場
第385駐車場
第386駐車場
第387駐車場
第388駐車場
第389駐車場
第390駐車場
第391駐車場
第392駐車場
第393駐車場
第394駐車場
第395駐車場
第396駐車場
第397駐車場
第398駐車場
第399駐車場
第400駐車場
第401駐車場
第402駐車場
第403駐車場
第404駐車場
第405駐車場
第406駐車場
第407駐車場
第408駐車場
第409駐車場
第410駐車場
第411駐車場
第412駐車場
第413駐車場
第414駐車場
第415駐車場
第416駐車場
第417駐車場
第418駐車場
第419駐車場
第420駐車場
第421駐車場
第422駐車場
第423駐車場
第424駐車場
第425駐車場
第426駐車場
第427駐車場
第428駐車場
第429駐車場
第430駐車場
第431駐車場
第432駐車場
第433駐車場
第434駐車場
第435駐車場
第436駐車場
第437駐車場
第438駐車場
第439駐車場
第440駐車場
第441駐車場
第442駐車場
第443駐車場
第444駐車場
第445駐車場
第446駐車場
第447駐車場
第448駐車場
第449駐車場
第450駐車場
第451駐車場
第452駐車場
第453駐車場
第454駐車場
第455駐車場
第456駐車場
第457駐車場
第458駐車場
第459駐車場
第460駐車場
第461駐車場
第462駐車場
第463駐車場
第464駐車場
第465駐車場
第466駐車場
第467駐車場
第468駐車場
第469駐車場
第470駐車場
第471駐車場
第472駐車場
第473駐車場
第474駐車場
第475駐車場
第476駐車場
第477駐車場
第478駐車場
第479駐車場
第480駐車場
第481駐車場
第482駐車場
第483駐車場
第484駐車場
第485駐車場
第486駐車場
第487駐車場
第488駐車場
第489駐車場
第490駐車場
第491駐車場
第492駐車場
第493駐車場
第494駐車場
第495駐車場
第496駐車場
第497駐車場
第498駐車場
第499駐車場
第500駐車場
第501駐車場
第502駐車場
第503駐車場
第504駐車場
第505駐車場
第506駐車場
第507駐車場
第508駐車場
第509駐車場
第510駐車場
第511駐車場
第512駐車場
第513駐車場
第514駐車場
第515駐車場
第516駐車場
第517駐車場
第518駐車場
第519駐車場
第520駐車場
第521駐車場
第522駐車場
第523駐車場
第524駐車場
第525駐車場
第526駐車場
第527駐車場
第528駐車場
第529駐車場
第530駐車場
第531駐車場
第532駐車場
第533駐車場
第534駐車場
第535駐車場
第536駐車場
第537駐車場
第538駐車場
第539駐車場
第540駐車場
第541駐車場
第542駐車場
第543駐車場
第544駐車場
第545駐車場
第546駐車場
第547駐車場
第548駐車場
第549駐車場
第550駐車場
第551駐車場
第552駐車場
第553駐車場
第554駐車場
第555駐車場
第556駐車場
第557駐車場
第558駐車場
第559駐車場
第560駐車場
第561駐車場
第562駐車場
第563駐車場
第564駐車場
第565駐車場
第566駐車場
第567駐車場
第568駐車場
第569駐車場
第570駐車場
第571駐車場
第572駐車場
第573駐車場
第574駐車場
第575駐車場
第576駐車場
第577駐車場
第578駐車場
第579駐車場
第580駐車場
第581駐車場
第582駐車場
第583駐車場
第584駐車場
第585駐車場
第586駐車場
第587駐車場
第588駐車場
第589駐車場
第590駐車場
第591駐車場
第592駐車場
第593駐車場
第594駐車場
第595駐車場
第596駐車場
第597駐車場
第598駐車場
第599駐車場
第600駐車場
第601駐車場
第602駐車場
第603駐車場
第604駐車場
第605駐車場
第606駐車場
第607駐車場
第608駐車場
第609駐車場
第610駐車場
第611駐車場
第612駐車場
第613駐車場
第614駐車場
第615駐車場
第616駐車場
第617駐車場
第618駐車場
第619駐車場
第620駐車場
第621駐車場
第622駐車場
第623駐車場
第624駐車場
第625駐車場
第626駐車場
第627駐車場
第628駐車場
第629駐車場
第630駐車場
第631駐車場
第632駐車場
第633駐車場
第634駐車場
第635駐車場
第636駐車場
第637駐車場
第638駐車場
第639駐車場
第640駐車場
第641駐車場
第642駐車場
第643駐車場
第644駐車場
第645駐車場
第646駐車場
第647駐車場
第648駐車場
第649駐車場
第650駐車場
第651駐車場
第652駐車場
第653駐車場
第654駐車場
第655駐車場
第656駐車場
第657駐車場
第658駐車場
第659駐車場
第660駐車場
第661駐車場
第662駐車場
第663駐車場
第664駐車場
第665駐車場
第666駐車場
第667駐車場
第668駐車場
第669駐車場
第670駐車場
第671駐車場
第672駐車場
第673駐車場
第674駐車場
第675駐車場
第676駐車場
第677駐車場
第678駐車場
第679駐車場
第680駐車場
第681駐車場
第682駐車場
第683駐車場
第684駐車場
第685駐車場
第686駐車場
第687駐車場
第688駐車場
第689駐車場
第690駐車場
第691駐車場
第692駐車場
第693駐車場
第694駐車場
第695駐車場
第696駐車場
第697駐車場
第698駐車場
第699駐車場
第700駐車場
第701駐車場
第702駐車場
第703駐車場
第704駐車場
第705駐車場
第706駐車場
第707駐車場
第708駐車場
第709駐車場
第710駐車場
第711駐車場
第712駐車場
第713駐車場
第714駐車場
第715駐車場
第716駐車場
第717駐車場
第718駐車場
第719駐車場
第720駐車場
第721駐車場
第722駐車場
第723駐車場
第724駐車場
第725駐車場
第726駐車場
第727駐車場
第728駐車場
第729駐車場
第730駐車場
第731駐車場
第732駐車場
第733駐車場
第734駐車場
第735駐車場
第736駐車場
第737駐車場
第738駐車場
第739駐車場
第740駐車場
第741駐車場
第742駐車場
第743駐車場
第744駐車場
第745駐車場
第746駐車場
第747駐車場
第748駐車場
第749駐車場
第750駐車場
第751駐車場
第752駐車場
第753駐車場
第754駐車場
第755駐車場
第756駐車場
第757駐車場
第758駐車場
第759駐車場
第760駐車場
第761駐車場
第762駐車場
第763駐車場
第764駐車場
第765駐車場
第766駐車場
第767駐車場
第768駐車場
第769駐車場
第770駐車場
第771駐車場
第772駐車場
第773駐車場
第774駐車場
第775駐車場
第776駐車場
第777駐車場
第778駐車場
第779駐車場
第780駐車場
第781駐車場
第782駐車場
第783駐車場
第784駐車場
第785駐車場
第786駐車場
第787駐車場
第788駐車場
第789駐車場
第790駐車場
第791駐車場
第792駐車場
第793駐車場
第794駐車場
第795駐車場
第796駐車場
第797駐車場
第798駐車場
第799駐車場
第800駐車場
第801駐車場
第802駐車場
第803駐車場
第804駐車場
第805駐車場
第806駐車場
第807駐車場
第808駐車場
第809駐車場
第810駐車場
第811駐車場
第812駐車場
第813駐車場
第814駐車場
第815駐車場
第816駐車場
第817駐車場
第818駐車場
第819駐車場
第820駐車場
第821駐車場
第822駐車場
第823駐車場
第824駐車場
第825駐車場
第826駐車場
第827駐車場
第828駐車場
第829駐車場
第830駐車場
第831駐車場
第832駐車場
第833駐車場
第834駐車場
第835駐車場
第836駐車場
第837駐車場
第838駐車場
第839駐車場
第840駐車場
第841駐車場
第842駐車場
第843駐車場
第844駐車場
第845駐車場
第846駐車場
第847駐車場
第848駐車場
第849駐車場
第850駐車場
第851駐車場
第852駐車場
第853駐車場
第854駐車場
第855駐車場
第856駐車場
第857駐車場
第858駐車場
第859駐車場
第860駐車場
第861駐車場
第862駐車場
第863駐車場
第864駐車場
第865駐車場
第866駐車場
第867駐車場
第868駐車場
第869駐車場
第870駐車場
第871駐車場
第872駐車場
第873駐車場
第874駐車場
第875駐車場
第876駐車場
第877駐車場
第878駐車場
第879駐車場
第880駐車場
第881駐車場
第882駐車場
第883駐車場
第884駐車場
第885駐車場
第886駐車場
第887駐車場
第888駐車場
第889駐車場
第890駐車場
第891駐車場
第892駐車場
第893駐車場
第894駐車場
第895駐車場
第896駐車場
第897駐車場
第898駐車場
第899駐車場
第900駐車場
第901駐車場
第902駐車場
第903駐車場
第904駐車場
第905駐車場
第906駐車場
第907駐車場
第908駐車場
第909駐車場
第910駐車場
第911駐車場
第912駐車場
第913駐車場
第914駐車場
第915駐車場
第916駐車場
第917駐車場
第918駐車場
第919駐車場
第920駐車場
第921駐車場
第922駐車場
第923駐車場
第924駐車場
第925駐車場
第926駐車場
第927駐車場
第928駐車場
第929駐車場
第930駐車場
第931駐車場
第932駐車場
第933駐車場
第934駐車場
第935駐車場
第936駐車場
第937駐車場
第938駐車場
第939駐車場
第940駐車場
第941駐車場
第942駐車場
第943駐車場
第944駐車場
第945駐車場
第946駐車場
第947駐車場
第948駐車場
第949駐車場
第950駐車場
第951駐車場
第952駐車場
第953駐車場
第954駐車場
第955駐車場
第956駐車場
第957駐車場
第958駐車場
第959駐車場
第960駐車場
第961駐車場
第962駐車場
第963駐車場
第964駐車場
第965駐車場
第966駐車場
第967駐車場
第968駐車場
第969駐車場
第970駐車場
第971駐車場
第972駐車場
第973駐車場
第974駐車場
第975駐車場
第976駐車場
第977駐車場
第978駐車場
第979駐車場
第980駐車場
第981駐車場
第982駐車場
第983駐車場
第984駐車場
第985駐車場
第986駐車場
第987駐車場
第988駐車場
第989駐車場
第990駐車場
第991駐車場
第992駐車場
第993駐車場
第994駐車場
第995駐車場
第996駐車場
第997駐車場
第998駐車場
第999駐車場
第1000駐車場
本館
本部広場
こもれび広場
ジャンボ広場
第1駐車場
第2駐車場
第3駐車場
第4駐車場
第5駐車場
第6駐車場
第7駐車場
第8駐車場
第9駐車場
第10駐車場
第11駐車場
第12駐車場
第13駐車場
第14駐車場
第15駐車場
第16駐車場
第17駐車場
第18駐車場
第19駐車場
第20駐車場
第21駐車場
第22駐車場
第23駐車場
第24駐車場
第25駐車場
第26駐車場
第27駐車場
第28駐車場
第29駐車場
第30駐車場
第31駐車場
第32駐車場
第33駐車場
第34駐車場
第35駐車場
第36駐車場
第37駐車場
第38駐車場
第39駐車場
第40駐車場
第41駐車場
第42駐車場
第43駐車場
第44駐車場
第45駐車場
第46駐車場
第47駐車場
第48駐車場
第49駐車場
第50駐車場
第51駐車場
第52駐車場
第53駐車場
第54駐車場
第55駐車場
第56駐車場
第57駐車場
第58駐車場
第59駐車場
第60駐車場
第61駐車場
第62駐車場
第63駐車場
第64駐車場
第65駐車場
第66駐車場
第67駐車場
第68駐車場
第69駐車場
第70駐車場
第71駐車場
第72駐車場
第73駐車場
第74駐車場
第75駐車場
第76駐車場
第77駐車場
第78駐車場
第79駐車場
第80駐車場
第81駐車場
第82駐車場
第83駐車場
第84駐車場
第85駐車場
第86駐車場
第87駐車場
第88駐車場
第89駐車場
第90駐車場
第91駐車場
第92駐車場
第93駐車場
第94駐車場
第95駐車場
第96駐車場
第97駐車場
第98駐車場
第99駐車場
第100駐車場
第101駐車場
第102駐車場
第103駐車場
第104駐車場
第105駐車場
第106駐車場
第107駐車場
第108駐車場
第109駐車場
第110駐車場
第111駐車場
第112駐車場
第113駐車場
第114駐車場
第115駐車場
第116駐車場
第117駐車場
第118駐車場
第119駐車場
第120駐車場
第121駐車場
第122駐車場
第123駐車場
第124駐車場
第125駐車場
第126駐車場
第127駐車場
第128駐車場
第129駐車場
第130駐車場
第131駐車場
第132駐車場
第133駐車場
第134駐車場
第135駐車場
第136駐車場
第137駐車場
第138駐車場
第139駐車場
第140駐車場
第141駐車場
第142駐車場
第143駐車場
第144駐車場
第145駐車場
第146駐車場
第147駐車場
第148駐車場
第149駐車場
第150駐車場
第151駐車場
第152駐車場
第153駐車場
第154駐車場
第155駐車場
第156駐車場
第157駐車場
第158駐車場
第159駐車場
第160駐車場
第161駐車場
第162駐車場
第163駐車場
第164駐車場
第165駐車場
第166駐車場
第167駐車場
第168駐車場
第169駐車場
第170駐車場
第171駐車場
第172駐車場
第173駐車場
第174駐車場
第175駐車場
第176駐車場
第177駐車場
第178駐車場
第179駐車場
第180駐車場
第181駐車場
第182駐車場
第183駐車場
第184駐車場
第185駐車場
第186駐車場
第187駐車場
第188駐車場
第189駐車場
第190駐車場
第191駐車場
第192駐車場
第193駐車場
第194駐車場
第195駐車場
第196駐車場
第197駐車場
第198駐車場
第199駐車場
第200駐車場
第201駐車場
第202駐車場
第203駐車場
第204駐車場
第205駐車場
第206駐車場
第207駐車場
第208駐車場
第209駐車場
第210駐車場
第211駐車場
第212駐車場
第213駐車場
第214駐車場
第215駐車場
第216駐車場
第217駐車場
第218駐車場
第219駐車場
第220駐車場
第221駐車場
第222駐車場
第223駐車場
第224駐車場
第225駐車場
第226駐車場
第227駐車場
第228駐車場
第229駐車場
第230駐車場
第231駐車場
第232駐車場
第233駐車場
第234駐車場
第235駐車場
第236駐車場
第237駐車場
第238駐車場
第239駐車場
第240駐車場
第241駐車場
第242駐車場
第243駐車場
第244駐車場
第245

資料１－３

名栗げんきプラザ本館平面図

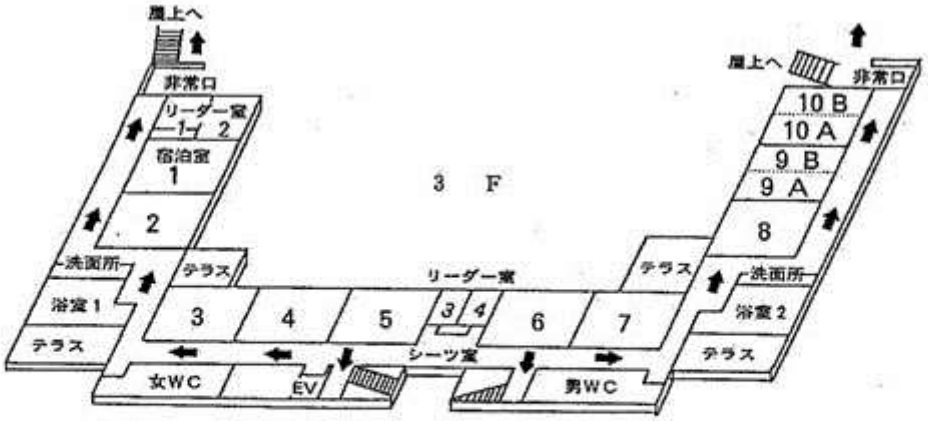

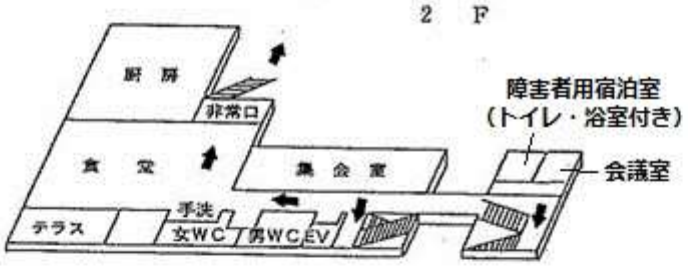

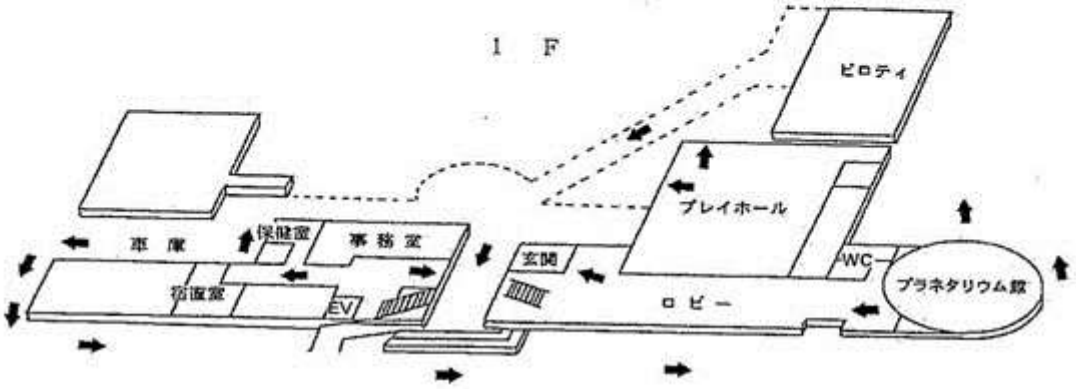

資料２　　名栗げんきプラザの利用状況

１　施設別利用人数（人）

	宿　泊　室	テント・バンガロー	プラネタリウム	その他施設	合　計
平成３０年度	31,950	4,285	9,367	7,876	53,478
令和元年度	31,446	4,614	9,770	5,763	51,593
令和２年度	6,093	98	3,722	7,920	17,833

※その他施設の利用人数には、宿泊に付随して利用したものは含まない。
　その他施設とは、野外施設、出前講座等の利用である。

２　年齢層別利用人数（人）

	未就学児	在学少年	高校生・大学生等	一般	６５歳以上	利用人数計
平成３０年度	7,252	27,276	2,235	16,006	709	53,478
令和元年度	7,895	27,065	1,941	14,263	429	51,593
令和２年度	1,689	10,626	140	5,201	177	17,833

３　月別利用人数（人）

	平成３０年度		令和元年度		令和２年度	
	利用者数	うち宿泊者	利用者数	うち宿泊者	利用者数	うち宿泊者
４月	2,316	1,529	3,159	2,100	88	0
５月	5,400	4,235	5,573	4,203	62	0
６月	5,368	4,169	6,986	5,682	44	0
７月	10,538	8,681	9,403	7,933	727	0
８月	10,644	8,504	10,082	8,458	1,540	0
９月	4,039	2,834	4,656	3,120	1,931	0
１０月	4,398	2,352	2,984	1,363	4,847	2,891
１１月	4,038	825	4,281	1,474	5,508	2,675
１２月	1,434	744	1,037	620	1,280	383
１月	1,053	140	1,225	415	432	46
２月	1,260	312	1,973	599	342	38
３月	2,990	1,910	234	93	1,032	158
合計	53,478	36,235	51,593	36,060	17,833	6,191

※１～３の利用人数は延べ人数（１人が１泊２日利用した場合２人とする。）である。

４　延べ宿泊数（泊）

平成３０年度	令和元年度	令和２年度
19,781	19,598	3,183

※１泊２日の利用を１泊、２泊３日を２泊とカウントしている。

※令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和２年２月２９日から令和２年３月３１日まで休所とした。
※令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和２年４月１日から令和２年６月３０日まで及び令和２年１２月２４日から令和３年３月２１日まで休所とした。

資料３－１

指定管理業務に関する仕様書

１　青少年の健全育成に関する業務

（１）青少年の自然体験活動に関する事業の企画・立案と指導

自然体験活動を中心とした事業を実施し、青少年の健全育成を図る。

（２）集団宿泊活動、キャンプ活動の指導、助言

集団での宿泊活動、野外活動を通じて、自立心や協調性、社会生活に必要となる基本的習慣を身につけさせるよう指導する。

（３）学校等と連携した活動の指導、助言

小・中学校等と連携し、教育活動に基づく学習活動として来所する児童・生徒等に対する指導、助言を行う。

２　県民の生涯学習の振興に関する業務

（１）県民の生涯学習活動に関する事業の企画・立案

自然体験活動などを中心とした事業を実施し、生涯学習の振興に努める。

（２）県民の生涯学習活動に関する支援

県民が、げんきプラザを利用して活動を行う際に、助言、支援に努める。

（３）県民の野外体験活動等に関する支援

宿泊をはじめとした野外体験活動や研修を行う際に、必要な相談、支援を行う。

３　利用者の受入れに関する業務

（１）利用の予約受付、利用の案内、相談

（２）利用許可申請書の受理及び許可書の交付等、許可・承認に関する事務

（３）各施設の利用指導及び案内、宿泊者に対する宿直業務（夜間対応）

（４）利用者に対する食事の提供、リネン類の貸出

４　利用に係る料金の収受に関する業務

（１）利用料金の収受及び還付業務

（２）食事、リネン類などの実費負担分の料金徴収

なお、実費負担分の収入がその実施に要する適正な経費と均衡すると見込まれるものであること

５　名栗げんきプラザ施設の維持管理に関する業務

（１）敷地内（１０７，８９３㎡）の良好な管理（植栽、自然探索道、駐車場等含む）

（２）施設（建築物・工作物・野外施設）及び物品類の小破修繕等維持管理

（３）防火設備、空調給湯設備、上下水道設備等の保守点検・法定検査

（４）警備・清掃・衛生管理（上下水道施設、旅館業法等に基づく管理、廃棄物処理等含む）

（５）基本協定書（案）第２８条に定める物品の使用については、無償貸与とする。

６　その他の業務管理に関すること

（１）管理体制の整備

職員を適正に配置し、管理体制を整備するとともに、法令等に従い適切な労務管理を行うこと。

（２）職員研修の充実及び安全な体制の確保

利用者に対する接遇、個人情報の管理、危機管理等に関する職員の研修・教育を随時行い、利用者サービスの向上と、災害及び急病人発生時の対応に努めること。また、ＡＥＤの適切な配置などを加え、安全な体制を確保すること。

（３）利用者拡大

広報活動（ホームページの開設を含む）を充実し、魅力ある自主事業の企画やプログラムの開発を行い、利用者拡大に努めること。

（４）サービス向上

モニタリングや運営委員会の意見聴取、自己評価の実施等により、常に良好な管理とサービス向上のための業務の改善を行い、管理目標の達成に努めること。

（５）公の施設の業務管理

埼玉県が設置する公の施設の指定管理者として業務管理全般に万全を期すこと。

（６）県への報告等

県が行う議会への報告や各種統計・調査及びげんきプラザ間の連絡調整のための会議等への出席について、協力すること。

（７）事業計画書及び事業報告書

基本協定書（案）第９条に基づく事業計画書を提出するに当たり、収支予算案における自主事業収入（自主事業参加費、給食等負担費）と自主事業運営費（自主事業開催費、給食等運営費）については、それぞれが適正な金額であること及び両者が均衡することを確認できるように、それぞれの積算根拠を提出すること。

また、基本協定書（案）第１１条に基づく事業報告書を提出するに当たっては、収支予算案の各項目に対する収支状況（決算額）及びその詳細な内訳を示すこと。

（８）地震等対応

飯能市で震度５弱以上、又は埼玉県内で震度６弱以上の地震があった場合には、職員自身の安全確保に留意の上、できるだけ早く施設に参集し、人的被害、施設被害を確認して、その状況を生涯学習推進課に報告すること。

（９）新型コロナウイルス感染症への対策

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手洗い、アルコール消毒、換気等の予防対策を講じること。

資料３－２

施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

【実施区分】

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 ２５０万円以上の修繕	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取替	○		建築基準法施行令第１条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額２５０万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
構築物	新設等				基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 ２５０万円以上の修繕		○		
	見積額２５０万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
機械装置	新設等				基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 ２５０万円以上の修繕		○		
	見積額２５０万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
工具器具備品	購入			○	げんきプラザの管理運営上必要なものの購入であるため、乙が実施する。なお、乙が委託料で購入するものは甲の備品とする。
	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築・改造等		いわゆる「模様替え」等		○	乙が委託料以外の費用により、サービス向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。

基本的考え方

※１　原則として、本体の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持修繕（小修繕：見積額２５０万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、それ以外は甲が実施する。

※２　乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。

【費用負担区分】

実施区分と同様とし、埼玉県（甲）、指定管理者（乙）それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。

資料４

名栗げんきプラザの使用料収入及び減免実績

１　施設別使用料収入（円）

	宿　泊　室	テント バンガロー	プラネタリウム	その他施設	合　計
平成３０年度	5,203,090	426,550	623,500	10,440	6,263,580
令和元年度	4,995,440	414,690	538,160	13,870	5,962,160
令和２年度	534,250	6,450	212,400	13,690	766,790

２　利用者別宿泊室使用料収入（円）

	小中学生	高校生等	一般・学生	６５歳以上	障害者	宿泊室使用料計
平成３０年度	1,649,250	103,910	3,320,180		129,750	5,203,090
令和元年度	1,557,900	64,730	3,245,080		127,730	4,995,440
令和２年度	170,700	0	363,550		0	534,250

３　宿泊室使用料減免実績人数（人）

	小中学生	高校生等	引率者等	６５歳以上	障害者	減免者計
平成３０年度	5,523	84	1,132		295	7,034
令和元年度	6,088	131	1,170		280	7,669
令和２年度	1,899	0	247		0	2,146

※　６５歳以上の高齢者について宿泊室使用料が減額になる制度については、平成 25 年 7 月 1 日から廃止。

※令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和２年２月２９日から令和２年３月３１日まで休所とした。

※令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和２年４月１日から令和２年６月３０日まで及び令和２年１２月２４日から令和３年３月２１日まで休所とした。

資料５

名栗げんきプラザの利用料金及び実費徴収料金

１　名栗げんきプラザ現行使用料金

（１）宿泊室等使用料（１人１泊）

区　　分	本館宿泊室	バンガロー	テント
一般又は学生 （学生とは、大学、高等専門学校（専攻科）、専修学校（専門課程）に在学する者をいう。）	８３０円 （県外１，２４０円）	３００円 （県外４５０円）	３００円 （県外４５０円）
生徒又はこれに準ずる者 （高校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（専攻科を除く）に在学する者及び義務教育終了後で満 18 歳未満の者）	５２０円 （県外７８０円）	２００円 （県外３００円）	２００円 （県外３００円）
義務教育終了前の者 （小中学生、特別支援学校生（小中学部））	３００円 （県外４５０円）	１００円 （県外１５０円）	１００円 （県外１５０円）

※　小学校就学前の者にあっては無料とする。
　　県外に住所を有する者にあっては括弧内の料金（百分の五十を加えた額）とする。

（２）施設使用料金（団体単位）

	午　前	午　後	夜　間	１　日
集会室	７３０円 （県外１，０９０円）	１，０３０円 （県外１，５４０円）	７３０円 （県外１，０９０円）	２，３００円 （県外３，４５０円）

※　県外に住所を有する者にあっては括弧内の料金（百分の五十を加えた額）とする
※　宿泊利用者は、免除とする。

（３）プラネタリウム入館料

区　　分	金　　額
・一般又は学生 （学生とは、大学、高等専門学校（専攻科）、専修学校（専門課程）に在学する者をいう。）	７３０円
・生徒又はこれに準ずる者 （高校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（専攻科を除く）、に在学する者及び義務教育終了後で満 18 歳未満の者） ・宿泊利用の一般又は学生	３７０円
・義務教育終了前の者（中学生以下）	無料

（４）料金徴収方法
利用料金のすべては退所日に現金徴収又は利用後２週間以内に銀行振込。

※　指定管理者は、上記利用料金について、げんきプラザ条例の規定に基づき、あらかじめ教育委員会の承認を得て、百分の百二十を乗じて得た額を超えない範囲以内で定める。

２　教育課程に基づく利用者の使用料等の減免
埼玉県立げんきプラザ管理規則第６条で、「教育課程に基づく学習活動として利用する義務教育終了前の者又は生徒（県内の学校に在学する者に限る）とその引率者」については、次の使用料等を免除している。
（１）宿泊室
（２）キャンプ用テント
（３）プラネタリウム入館料
※　指定管理者は基本協定書（案）第４条第３項で「県との協議により減免制度を設けるもの」としているが、県としては現状と同様の減免制度を想定している。

３　実費徴収料金
（１）現在の食事基本料金（※３歳未満は無料）

	中学生以上	小学生	未就学児
朝　食	６７０円	６４０円	５６０円
昼　食	６９０円	６６０円	５８０円
夕　食	８２０円	７９０円	７００円
合　計	２，１８０円	２，０９０円	１，８４０円

（２）食事のメニュー及び食数

	メニュー
朝　食	A：ウインナー・厚焼き玉子・マカロニツナサラダ・焼き魚・果物など B：オムレツ・ミートボール・野菜炒め・焼き魚・果物など C：ハム・スクランブルエッグ・ポテトサラダ・焼き魚・果物など
昼　食	A：たけのこご飯・うどん・コロッケ・ポテトフライなど B：チキンライス・スープスパゲティ・春巻き・ポテトフライなど C：チャーハン・醤油ラーメン（つけ麺）・揚げ餃子・ポテトフライなど
夕　食	A：チキン香味焼き･豚キムチ・春雨サラダ・味噌ポテトなど B：ハンバーグ・ジャガイモバター炒め・味噌こんにゃくなど C：エビフライ・麻婆豆腐・刺身こんにゃく・もやしのナムルなど

（３）現在の野外炊事メニュー及び料金（一例）

		料金（※）
カレー	豚肉角切り、タマネギ、ニンジン、ジャガイモ、福神漬１袋、カレールー、油、米１合またはご飯 0.8 合	６７０円
災害時対応カレー	シーチキン、タマネギ、ニンジン、ジャガイモ、カレールー、米１合 ※災害救助用炊飯袋使用（ガス代含む・薪代別）	８５０円
バーベキュー	豚肉スライス、ウインナー、タマネギ、キャベツ、もやし、なす、焼き肉のたれ、油、米１合またはご飯 0.8 合	７１０円
うどん作り	（冷たい汁）小麦粉（打ち粉含む）130ｇ 、めんつゆ、天ぷら（エビ・イカ・かき揚げ）各１個 （温かい汁）小麦粉（打ち粉含む）130ｇ 、豚肉、ニンジン、タマネギ、しいたけ、青味、油揚げ、めんつゆ	６８０円
つみっこ	小麦粉 50g、じゃがいも、ニンジン、しいたけ、長ネギ、豚肉、青味、めんつゆ、塩、ちまき 90g	６５０円
餅つき	もち米 130ｇ、あんこ、大根おろし、きな粉、豚汁	６８０円
流しそうめん	そうめん（茹で上げ麺 120g）、ミニトマト、みかん缶詰、めんつゆ、薬味、かき揚げ１個	５１０円

※薪代または炭代を別途徴収

（４）シーツ等クリーニング料金

本館・バンガロー利用　　２２５円（シーツ２枚、枕カバー１枚）

（５）その他の料金

野外炊事用薪	３００円（１束単価）
キャンプファイヤー用まきセット	３，６００円
ゴミ処理負担（３０リットル）	２００円
ゴミ処理負担（７０リットル）	４１０円

（６）実費徴収方法

利用料金と同様、退所日に現金徴収又は利用後２週間以内に銀行振込。

４　食数の変更

休所日を除く４日前の 17：00 以降はキャンセル料を徴収。食数の変更は１０食以上の場合にはキャンセル料が発生。

※　食事等の実費徴収料金については、上記を参考に、社会教育施設としての本施設の性格を踏まえた提案をお願いします。

資料６

名栗げんきプラザの収支状況及び管理運営体制

１　過去３年の収支状況

（単位：千円）

	項目	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
収入	１　県委託料	86,853	87,657	88,461
	２　利用料金収入	6,264	5,962	767
	３　自主事業収入	54,714	55,099	14,156
	①自主事業参加費	6,954	8,005	3,291
	②給食等負担費	47,760	47,094	10,865
	収入合計	147,831	148,718	103,384
支出	１　人件費	53,224	52,542	52,245
	２　施設管理費	25,522	25,173	23,156
	①光熱水費	8,338	7,957	5,133
	②修繕費	4,831	4,440	5,395
	③維持管理費等	12,353	12,776	12,628
	３　広報費	804	331	777
	４　運営事務費	15,275	16,479	13,703
	５　自主事業運営費	51,421	56,587	13,873
	①自主事業開催費	6,180	6,380	4,519
	②給食等運営費	45,241	50,207	9,354
	支出合計	146,246	151,112	103,754
収支差額		1,585	△2,394	△370

※令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和２年２月２９日から令和２年３月３１日まで休所とした。

※令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和２年４月１日から令和２年６月３０日まで及び令和２年１２月２４日から令和３年３月２１日まで休所とした。

２　管理運営体制（※参考　令和３年度　職員１３人）

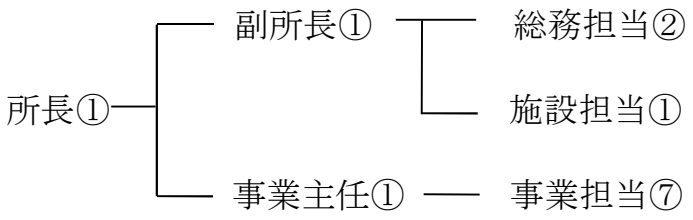

※　○内の数字は、職員数を表す。

資料７－１

名栗げんきプラザ自主事業（令和３年度）

事業名（実施時期・対象）	内　　容
利用団体研修会 （４月５日～３月１２日〈全１６回〉・学校、団体指導者）	野外炊事、クラフト体験等のアクティビティ体験と指導法の説明
なぐり森のようちえん もりっこクラブ （４月１１日、５月２３日、７月１０日～１１日・年中～年長）	森での自然体験、昆虫探し、様々な野外活動の体験
日帰り体験プログラム ①カナディアンカヌーと簡単木工ワークショップ （４月１７日、１８日・３歳以上と保護者） ②たなばたプラネタリウムコンサート （７月４日・一般） ③カナディアンカヌーと「飯能ククサ」作り （９月２３日・１８歳以上）	カヌー体験、木工ワークショップ、プラネタリウムコンサート、クラフト体験等
海なし県埼玉で感じる！海とのつながりキャンプ （４月２４日～２５日・小学４～６年生）	森と海とのつながりや、秩父がかつて海だったことを知る体験学習
名栗シニア自然塾 （４月２８日～２９日、６月２５日、７月１６日、９月３日、１１月５日、１２月１４日～１５日・５０歳以上）	自然体験や野外炊事体験等を通じて、シニア世代の社会への関わり作りのきっかけを提供する講座（通年）
親子キャンプフェス ～親子で満喫自然体験～ （５月１日～２日・３歳以上と保護者）	様々な自然体験活動を通じて、親子での体験活動の機会増加を図る講座
プラネタリウム無料公開 （５月５日、１１月３日、６日、７日、１４日・一般）	プラネタリウム無料鑑賞
親子登山 ～親子で楽しむ登山とワンバーナークッキング～ （５月９日・小学生以上と保護者）	親子での安全なトレッキングや登山の楽しみ方を学び、トレッキングや登山に対する知識・技術を高める講座

資料７－１

事業名（実施時期・対象）	内　　容
親子釣り教室 （５月１５日～１６日、 ９月１１日～１２日・小学生以上と保護者）	インストラクターによる説明、釣り、燻製作りを行う自然体験活動
小学生キャンプ （５月２９日～３０日、	アウトドアクッキング、宿泊体験、キャンプファイア等の火を使用した自然体験
寺坂棚田で米作り （６月６日、７月１１日、 ８月２２日、９月２６日、１０月１７日、 １１月７日・３歳以上と保護者）	棚田での田植え、草取り、かかし作り、稲刈り、収穫祭等の農業体験（通年）
おもしろ宇宙クラフト教室 （６月１３日、１０月２日、 １２月５日・３歳以上と保護者）	ビニール傘を使った星座盤作り ペットボトルロケット作り ピンホールプラネタリウム作り
親子防災キャンプ （６月１９日～２０日・３歳以上と保護者）	非常時に役立つアウトドアの具体策を体験することで、自らの身を守るスキルを高める講座
いきいき体験活動事業 （６月２６日、３月５日～６日・ 小中学校、特別支援学校の 児童生徒と保護者）	自然の中での体験を通して、積極性や協調性を学び、相互の理解を図る講座
キャンプスタッフ研修 （６月２７日、１１月２７日～２８日・ 高校生以上）	自然体験活動運営を支える指導者を養成
親子お泊まりプラン （7月３日～４日、１１月２０日～ ２１日、1月２９日～３０日、 2月２６日～２７日、3月１２日～１３日・ ３歳以上と保護者）	家族での自然や伝統文化に対する興味・関心を高める講座
親子で学ぶ！自由研究キャンプ ～星博士に学ぶ宇宙の不思議～ （７月１７日～１８日・小学生と保護者）	親子での体験学習を通じて、共に学ぶことの楽しさや大切さを感じてもらう講座
チャレンジキャンプ ～秩父を満喫！仲間と過ごす 5days～ （８月２日～６日・小学４年～中学生）	様々な野外活動を体験する４泊５日のキャンプ

資料７－１

事業名（実施時期・対象）	内　　容
親子キャンプ ①親子でアウトドア体験 （８月２８日～２９日・３歳以上と保護者） ②名栗の森で生き物探し （１０月３０日～３１日・小学生以上と保護者）	自然の中での様々な体験等を通じて、親子の絆を深める講座
孫と遊ぼうデイキャンプ （９月５日・祖父母を含む家族）	高齢者の活躍の場作りと、祖父母と孫の交流を深める講座
令和３年度チャレンジ釣り大会 （１０月３日・３歳以上と保護者）	自然豊かな渓谷での釣り大会を通じて、自然体験活動の楽しさを伝える講座
なぐり森のようちえん もりっこクラブ （１０月１０日、１１月１３日、１月２２日～２３日・年少～年長）	森遊び、自然体験、キャンプ体験、宿泊体験
げんき体験フェスティバル （１０月２３日、２４日・一般）	利用団体等による模擬店、交流会
わくわく未来事業 ①訪問プログラム　（随時） ②食欲の秋♪みんなでアウトドアクッキング （１１月３日・登校に不安を抱える児童生徒と保護者）	適応指導教室等への訪問指導を前提とし、親子でのアウトドア料理へのチャレンジを通じた登校支援
歴史と地形ハイキング 秩父の歴史と地形と新そばランチ （１１月２３日・１８歳以上）	秩父市内のハイキングを通じて、地域の歴史や地形への関心を高める講座
星空キャンプ 月や惑星を撮影してみよう！ （１２月１１日～１２日・小学生以上と保護者又は１８歳以上）	星空観察とデジタルカメラやスマートフォンを使った天体写真撮影等
フリーキャンプ ～「やりたい」を楽しむ３日間～ （１２月２５日～２７日・小学４～６年生）	自然の中での異年齢集団による生活体験や自然体験

資料７－１

事業名（実施時期・対象）	内　　容
イングリッシュキャンプ 見て・聞いて・喋って！冬の自然を満喫しよう♪ （１月８日～１０日・小学３年～６年生）	自然体験活動や、初めて出会う人との交流を、英語を介して体験することで、英語に興味を持ち学習意欲を高める講座
ネイチャーゲームリーダー養成講座 （２月１１日～１３日・１８歳以上）	自然体験活動の活動を支える指導者を養成する講座
名栗の森で自然かんさつ 春の森で自然のたからものを探そう （３月２０日・３歳以上と保護者）	名栗げんきプラザの豊かな自然を活用した環境学習
キャンプスタッフ説明会 （随時・高校生以上）	ボランティア希望者への説明会
プラネタリウム一般投影 （土、日、祝日、春季・夏季休業中・一般）	季節の星座案内、星座にまつわる物語の上映等
お手軽体験プログラム （土、日、祝日、春季・夏季休業中・一般）	クラフト体験、オリエンテーリング等
訪問プログラム （随時・一般）	団体のニーズに合わせた星空観察やクラフト等を、出前として提供する講座

資料７－２

自主事業の提案について

１　名栗げんきプラザの特色を活かした自主事業について

名栗げんきプラザは、県立奥武蔵自然公園の豊かな自然環境の中で、自然体験活動ができます。
名栗げんきプラザの特色として、伊豆ヶ岳と武川岳に囲まれた約１０万㎡の敷地内でキャンプやオリエンテーリングなどを楽しむことができ、また、プラネタリウム施設を設置しています。
これらの環境を活用し、特色を活かした自主事業の企画を御提案願います。
また、提案は、実施することを前提にできるだけ具体的にお願いします。

２　県の施策を踏まえた自主事業（地域の課題解決に向けた事業）について

げんきプラザは、生涯学習活動の振興の場としても県の施策を踏まえた自主事業を展開していくことが求められているところです。しかし、指定管理者制度のもとでは、事業の採算を考慮すると実施されにくい分野でもあります。
今回、第４期目の指定管理者の募集に当たり、今後の指定管理施設での自主事業についても新しい取組が期待されています。
埼玉県社会教育委員会議建議　すべての人が学び、生かし、支え合える地域社会づくりのために（平成 31 年 4 月）では、埼玉県の現状から、社会教育における学びを通して、解決に向けて取り組むことが可能な地域課題として①地域の防災教育②子育て支援③家庭や地域の教育力を生かした学習支援④アクティブシニアの活躍や高齢者の支援⑤障害者の学習支援⑥国際交流、多文化共生を挙げています。そして、地域課題解決のために、地域課題を適切にとらえ、その解決に向けた学びを推進することが重要だとしています。
このことを踏まえ、上記の地域課題の中から、課題解決に向けた学習機会の提供となるような自主事業のアイデアについて民間のアイデアやノウハウを活用した提案をお願いします。
また、提案は、実施することを前提にできるだけ具体的にお願いします。

参考

埼玉県社会教育委員会議建議
すべての人が学び、生かし、支え合える地域社会づくりのために（平成 31 年 4 月）
https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/151451/h29-30kengi.pdf

埼玉県５か年計画　https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/5-keikaku/29-index.html

第 3 期埼玉県教育振興基本計画 https://www.pref.saitama.lg.jp/f2203/dai3ki.html

資料７－２

埼玉県社会教育委員会議建議
すべての人が学び、生かし、支え合える地域社会づくりのために（平成31年4月）（抄）

第１章　埼玉県における社会教育の状況と地域課題

２　地域課題の現状

地域課題と一括りに表現しても、地域の実情に応じて様々な地域課題が考えられ、都市部や山間部等の地域性によって、地域課題の状況は異なってくる。

そこで、本会議においては、「社会教育における学びを通して、解決に向けて取り組むことが可能か」という視点で検討を重ね、①地域の防災教育、②子育て支援、③家庭や地域の教育力を生かした学習支援、④アクティブシニアの活躍や高齢者の支援、⑤障害者の学習支援、⑥国際交流、多文化共生の６つの地域課題を選定した。

（１）地域の防災教育

防災教育は、地域に属する一人一人の防災意識の向上を図り、地域内の連携を促進することなどにより、地域の防災力（災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防いだり、災害の復旧を図ったりする力）を強化することを目的としている。また、防災教育の実施に当たっては、地域の災害履歴や防災に関する「知識」、皆で協力して災害に立ち向かおうとする「態度」、安全な避難や的確な救命救急などを実践できる「技能」をバランスよく育成していくことが求められている。

埼玉県地域防災計画によると、「埼玉県の防災対策の基本方針」として、「自助、共助の強化」を挙げ、家庭における取組（家具の固定、災害用伝言サービスの利用、家庭内備蓄等）を促進することにより自助を強化するとともに、自主防災組織などの共助の能力を高めることで、県民の被害を最小化するとある。また、県内の自主防災組織率（自主防災組織活動カバー率）が９０．４％（平成３０年４月１日現在）となっており、全国平均８３．２％を上回っている。

防災教育の課題としては、自治体側で地域における災害発生時の役割分担やマニュアルを作成するとともに、地域住民一人一人が減災の具体的な方法や避難所運営、災害弱者に対する対応等に関する知識を習得し、防災意識を高めていく必要がある。併せて、市町村や校区等の境界を超える広域の防災組織や連携体制について検討する必要がある。

（２）子育て支援

埼玉県における子育てに関する状況は、「埼玉県子育て応援行動計画」によると、埼玉県におけるひとり親世帯数は、平成７年度に減少したものの、平成２２年度まで上昇傾向となっている。特に、母子世帯数は、平成７年度から平成２２年度の間に約１．５倍増加している。また、埼玉県の児童虐待相談の受付件数は平成１５年度から平成２５年度の間に約３倍に増えており、子供を虐待から守るために、虐待の未然防止・早期発見・早期対応がますます重要になってきている。さらに、子供の貧困率（全国）は、平成１５年度（１３．７％）から平成２４年度（１６．３％）までの約１０年間で２．６ポイント上昇して

いる。

子育て支援に関する取組として、「親の学習」及び子育てに関する知識・技能を有する「埼玉県家庭教育アドバイザー」を、市町村や各学校、幼稚園・保育所等で行われる「親の学習」講座や家庭教育学級、子育て講座などに指導者として派遣している。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安を抱える親は多く、中には、地域行事へ参加することを負担に感じたり、地域と関わりを持とうとしなかったりと親の意識が変化してきている。このような状況は、親や子供の孤立化を招き子供同士の関わり方やコミュニケーション能力の育成にも影響が出てくる。また、父親や祖父といった立場から子供の成長に関わることも重要であり、働く女性や男性の地域参画といった男女共同参画の視点からも家庭における父親の働きぶりが大切になっている。さらに、子育てに関しては、世代によって考え方の違いもみられるので、世代を超えた価値観の違いを共有していく場や早期から乳幼児とふれあう体験の場も必要である。

（３）家庭や地域の教育力を生かした学習支援

平成２７年１２月、中央教育審議会の答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、これからの地域と学校の目指すべき連携・協働の方向性として、「地域とともにある学校」、「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」、「学校を核とした地域づくりの推進」の３つが示され、その方策として、「地域学校協働活動」の推進、「地域学校協働本部」の整備、「コミュニティ・スクール」の推進が提言された。これを受け、平成２９年４月には、社会教育法が改正され、地域学校協働活動の推進に向けた規定が整備された。

県内の公立小中学校では、学校・家庭・地域が一体となった子供の育成を図ることを目的とした「学校応援団」が設置され、平成２４年度から、その組織率は１００％となっている。また、学校と地域の調整役である「学校応援コーディネーター」も、全ての小中学校に配置され、その配置状況は、小学校１，６９９人、中学校６４２人（平成２９年度）となっている。本取組の課題としては、ボランティアの一層の確保や学校応援コーディネーターの養成、活動内容の充実、「地域学校協働本部」への発展が挙げられる。

「放課後子供教室推進事業」は、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、安心・安全な居場所を確保するとともに、土曜日に地域の多様な人材を活用した学習プログラムを企画・実施する取組を支援している。その取組状況は、「放課後子供教室」３９市町・３６３校で、「土曜日の教育支援」１５市町・２１９校となっている（平成２９年度）。

（４）アクティブシニアの活躍や高齢者の支援

埼玉県における高齢化の状況として、６５歳以上の高齢者人口は１８３万人を超え（平成２９年１月１日現在）、高齢化率は２５．０％となっている。全国平均と比べると低く推移しているが、今後３０年間で３倍以上に上昇する見込みである。

高齢者の学習機会は、県内の市町村で実施している社会教育学級・講座のうち、「高齢者のみを対象にしている学級・講座」は、１，１１０件で、全体の９．３％（平成２９年度）となっているが、「成人一般を対象にしている講座・学級」の参加者も６０代以上が

ほとんどを占めている。また、県内や近隣の大学と協力して、大学の開放授業講座（リカレント教育）が実施されており、各市町村等における高齢者向け市民大学などに関する情報を埼玉県ホームページ内の「生涯学習ステーション」にて提供している。

また、シニアの地域社会活動に対する意識は、地域活動やＮＰＯ・ボランティア活動に参加したことがあるシニアは３９．１％となっている。（平成２９年度県政世論調査）

公民館で開催される講座をはじめ社会教育行政が提供する学習の機会では、高齢者が大きな割合を占めている傾向が見られるが、学習のみで終わっているケースが多く、学習の成果が地域活動等に生かされていないことが課題として挙げられる。また、社会教育関係団体や公民館のサークル等では、高齢化による活動の継続が困難な状況も見られる。

（５）障害者の学習支援

文部科学省に設置された「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」から平成３０年９月に示された「学校卒業後における障害者の学びの推進方策について（論点整理）」によると、平成２６年の「障害者の権利に関する条約」の批准や、平成２８年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行といった社会的な動きがある。平成２９年４月「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題する文部科学大臣メッセージが出され、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するための取組の推進が示された。

埼玉県では、「第５期埼玉県障害者支援計画」において、「交流・ふれあいの機会や多様な学習機会の拡大」を示している。障害者の自立と社会参加を進めるため、障害者社会参加推進センターの運営やそれぞれの障害に対応した生活訓練事業などの質の向上に努めるとともに、障害者の社会参加に必要な各種事業を実施している。

また、県内の市町村で実施している社会教育学級・講座のうち、「障害者のみを対象にしている学級・講座」は、２７件で、全体の０．２％（平成２９年度）となっている。

社会教育行政が提供する学習の機会では、障害者も対象としていることが多いが、実際には、施設のバリアフリー化の問題や、学習や活動の内容等において、障害者が気軽に参加できる環境が整っているとは言い難い。また、障害のある者と障害のない者が、一緒に学んだり、交流したりする機会も少ないことが課題として挙げられる。

（６）国際交流、多文化共生

我が国における中長期在留者数は２３１万人（平成３０年６月末現在）を超え、地域における日本語教育の充実などが進められている。

埼玉県における在留外国人数は、１７万３千人（平成３０年６月現在）を超え、県人口の約２．４％を占めており、県民の約５０人に１人が外国人ということになる。１０年前と比べると、約１．４倍に増加しており、全国的に見ると、在留外国人数は都道府県で第５位の多さとなっている。

また、在留外国人の国籍は１５０か国と幅広く、中国（３９．０％）が最も多く、次いでベトナム（１２．０％）、フィリピン（１１．６％）となっている。

これらの状況により、県内の外国人が多い地域では、公民館や生涯学習センター、図書館、博物館等の社会教育施設（以下、「社会教育施設等」と表記）において、外国人を対

象にした「日本語教室」や、外国人に日本語を教える「日本語ボランティア養成講座」等が実施されている。

　さらに、「埼玉県多文化共生推進プラン」では、多文化共生社会づくりを進める上での解決すべき課題として、①情報が正確に伝わらないことにより誤解が生じたり、コミュニケーションを図ることができなかったりする「ことばの壁」、②制度の理解不足等により、住宅、教育、就労、医療、防災及び防犯など、様々な分野でのサービスを受けていない「制度の壁」、③外国人との距離を置いたり、コミュニケーションを避けたりする日本人や、日本人との積極的な関わりを避ける外国人の双方の間にある「こころの壁」の３つを挙げている。

資料８－１

名栗げんきプラザ施設・設備管理仕様一覧

区分	項目１	項目２	業務内容	実施回数
施設維持管理業務	建築物	建築物維持点検全般	特定建築物等定期調査	３年に１回
			建築設備定期検査	年１回
			防火設備定期検査	年１回
	プラネタリウム	保守管理業務	投影機・コントロールコンソール点検・調整	年１回
			音響装置点検・調整	年１回
			空調機冷房運転切替点検	年１回
			空調機フロン定期点検	３年に１回
			消耗品類の交換・修繕	適宜
	エレベータ	保守管理業務	保守・点検	年４回
			リモート点検	月１回
	消　防	消防用設備	機器点検（うち１回は総合点検と併せて実施）	年２回
			総合点検	年１回
		防火対象物	定期点検	年１回
	ボイラー	ボイラー管理	始業点検	運転時
			運転管理・日常点検	運転時
			灰出し	使用後毎日
		ボイラー	保守点検・清掃整備	年２回
			ばい煙測定	年２回
	電気設備	受変電設備点検	保守・点検	年１回
		配電設備等点検	保守・点検	月１回
		非常用発電機	負荷試験	年１回
			発電機点検	月１回
			コンプレッサー水抜き	適宜
			オイル交換・灯油入れ替え	年１回
	水　道	水道施設管理	取水口、開放枡、沈殿槽の点検	週１回
			清掃	月１回
			沈殿ユニット清掃	適宜
			塩素注入装置の点検	適宜
			凍結の防止対策	冬季
		受水槽清掃	受水槽・高架水槽・地下水槽清掃	年１回
		浄水施設維持管理業務	定期点検	年５回
			総合点検	年１回
		水質検査	日常水質検査	毎日
			一般１２項目	年１１回
			浄水全５０項目	年１回
			残留塩素	毎日
			原水３９項目	年１回
			消毒副生成物１１項目	年３回
			カビ臭	年５回
			クリプトポリジウム	年４回
			浴室レジオネラ検査	年２回
			循環装置消毒	週１回
			循環装置濾過フィルター交換（男子用）	年１回
			循環装置濾過フィルター交換（女子用）	年２回
		専用水道業務従事者保菌検査	専用水道業務従事者保菌検査	年２回
		水源地	水源地清掃	年３回
			水源地点検	週１回

資料８－１

区分	項目１	項目２	業務内容	実施回数
施設維持管理業務	浄化槽	浄化槽施設維持管理業務	保守・点検	週１回
		浄化槽検査	保守・法定点検	年１回
			水質検査	年４回
		浄化槽汚泥引抜き・清掃	点検・清掃	年１回
	廃棄物	廃棄物収集運搬業務	廃棄物処理	年５０回程度
	警　備	機械警備	保安点検	毎日
利用者対応	利用者対応	利用者活動補助	クラフト材料準備	適宜
			工具類管理	適宜
			野外炊事用具管理	使用時
			キャンプファイアー処理確認	使用時
			炊事場清掃	適宜
		宿直業務	利用者対応	宿直時
			施設内巡視	宿直時
			施錠・開錠	宿直時
			浴槽循環濾過器操作	宿直時
			ボイラー操作	宿直時
環境整備用務	環境整備	環境整備	施設内除草・整備	適宜
			樹木管理	適宜
		日常清掃	施設内清掃	毎日
		定期清掃	窓ガラス	年２回
			ワックス	年２回
			じゅうたん	年２回
			照明器具清掃	年１回
			浴室カビ取り	適宜
		クリーニング（本館）	館内消毒	適宜
			布団乾燥	適宜
			布団・毛布クリーニング	適宜
		クリーニング（キャンプ場）	毛布・寝袋クリーニング	適宜
			寝袋用マットクリーニング	適宜
	その他	興業場法関係	プラネタリウム空間調査	年６回
			プラネタリウム害虫駆除	年２回
		旅館業法	貯湯槽清掃	年１回
		害虫防除	害虫生息調査（IPM施工）	年１０回
			害虫駆除	年２回
			宿泊室ダニ駆除	年１回
その他	公用車	公用車管理	日常点検・清掃	適宜
			安全運転管理者の選任・安全運転管理者講習	年１回
		自動車検査登録	受検	法定
		自動車損害賠償責任保険	保険契約	年１回
		ピアノ調律	ピアノ調律	年１回
		ホームページ保守業務	ホームページの保守	適宜

※１　各点検管理業務については、法令等の規定を遵守し、適正に実施すること。

※２　報告書等の提出義務があるものについては、諸官庁への報告を含むこと。

※３　上記に記載のない業務についても、法令等の定めのあるものは実施しなければならない。

※４　現在の清掃業務、警備業務の委託の内容については、別添「名栗げんきプラザ清掃・警備務委託（参考）」を参考にすること。

資料８－１

別添

名栗げんきプラザ清掃・警備業務委託（参考）

１　警備委託

（１）警備内容

ア　火災、盗難及び損壊行為の予防、発見、拡大防止

イ　事故確認時における関係者への通報、連絡及び緊急処置

ウ　巡回時における構内及び庁舎の外観の点検検査

（２）警備実施方法

ア　業務担当基準時間

開所日：午後５時から翌日午前８時３０分まで。

休所日：午前８時３０分から翌日午前８時３０分まで。

イ　機械による監視

指定する各部屋について、外部からの不法侵入を十分感知するに足りる数量及びセンサー類を設置し、集中管理センターで常時監視する。（館内 7 か所のマグネットスイッチおよび、5 か所の空間センサー）

ウ　機械のセット

指定する１部屋又は数部屋単位でブロック分けをし、各ブロックごとにセット又は解除ができるものとする。

警報機本体は職員通用口を入ってすぐのところ（館内）にあり、そこで警戒の区域など設定できるが、通常は職員通用口の外（館外）にてセットまたは解除を行っている。

エ　巡回警備

不定期にて、夜間１回の外周巡回実施。

２　清掃委託

（１）清掃面積

５１７４．４㎡

（２）作業内容

施設内及び周辺の環境を整備するため、日常清掃及び定期清掃を実施する。

ア　日常清掃

床清掃、ゴミ収集、トイレ清掃、浴室清掃等

外回りの非舗装部分については、除草、落ち葉掃きを含む。

イ　定期清掃

定期床清掃：年２回　※ワックスも実施

定期カーペット清掃：年２回

照明器具清掃：年１回

窓ガラス清掃：年２回

資料８－２

名栗げんきプラザのプラネタリウムについて

１　プラネタリウムの現在のリース契約内容について

（１）契約期間

６年間（平成２９年４月１８日～令和５年４月１７日）

（２）リース費用

１３，１０１，１２０円（１年間あたり２，１８３，５２０円）

（３）ハードウェアおよびソフトウェアの使用・保存

・ハードウェアおよびソフトウェアが、常時正常な状態で十分に機能する状態を保つため点検および整備を行うこと。

・ハードウェアおよびソフトウェアが損傷した場合は、その原因のいかんを問わず、賃借人の負担において修繕し修復を行うこと。

２　投影機器について

１．投影システム	
プロジェクター（セイコーエプソン EH-LS10500）	３台
プロジェクター台	３個
コンバージョンレンズ	３個
ハードマスク	３個
パソコン	１台
タッチモニター	１式
コンソール	１式
２．ソフトウェアデジタルプラネタリウム機能	
宇宙シュミレーター機能（アストロアーツ）	１式
３．投影ソフト	
オープニングコンテンツ	１式
４．音響システム	１式

３　投影機器の仕様について

（１）投影範囲…直径 16mのドームの全天周に映像を投影

（２）投影装置…３台のプロジェクター（解像度フル HD:４K 以上）で構成

（３）プロジェクター…明るさ 1300lm 以上、ネイティブコントラスト 7,500:1 以上

（４）映像出力用 PC…ＯＳは Windows7 以降相当、４K 解像度（4,096×4,096）のドームマスター映像を 30 フレーム/秒以上でコマ落ちなく再生可能

（５）映像の統合…分割投影された画像は、歪補正され複数のプロジェクターによる画像は、星像がボケないように統合されること。経時変化によるボケや分割画面間の色調の違う場合の補正がユーザー側である程度行うことができる。

（６）スペースエンジン…星空シュミレーション可能なエンジンを備えること。(例：ステラドームプロなど)

以下の学習投影のプリセットが可能であること。

①日周運動、②季節による太陽の軌道、③地球と月の時公転、④月の満ち欠け、⑤日食と月食、⑥太陽系の惑星の位置関係と公転運動（黄道での軌跡)、⑦北極星の見つけ方（北斗七星から、及びカシオペア座から)、⑧春、夏、冬の大三角、春の大曲線、秋の四角形、冬のダイアモンド等

（７）操作部…操作用のモニター画面と、キーボード・マウスのほかにスペースエンジンに対応する操作盤を備えること。

（８）トラブル時の復旧…簡単な操作で投影を復旧する機能を有すること。(予約による団体投影などが多いため、修理による後日復旧ではなく、15 分程度の切り替えなどによる復旧が望ましい。)

（９）音響…PC のサウンドカードは、WASAPI 排他モード、24bit/96khz 以上対応相当の仕様とし、当館の既存システム（ミキサー）へ信号入力（RCA 端子）する。

(10) 取扱説明と投影訓練…投影機器の取扱説明書は 2 部とする。投影機器の設置・調整後に取扱説明と投影訓練指導を行うこと。

資料９－１

埼玉県立名栗げんきプラザの管理に関する基本協定書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、令和　　年　　月　　日付け　　第　　号による指定管理者の指定に基づく指定管理業務について、埼玉県立げんきプラザ条例（以下「条例」という。）第２１条第２項の規定により、次のとおり協定を締結する。

（指定管理業務）

第１条　甲は、条例第１８条第１項の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。

（１）集団宿泊活動に関する業務

（２）自然体験活動に関する業務

（３）生涯学習活動に関する業務

（４）施設利用に関する業務

（５）名栗げんきプラザの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

（６）その他甲が必要と認める業務

２　前項各号に掲げる業務の細目は、別紙１「指定管理業務に関する仕様書」に定めるとおりとする。

（善管注意義務）

第２条　乙は、関係法令及びこの協定書の定めるところに従うほか、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、善良なる管理者の注意をもって、名栗げんきプラザを常に良好な状態で管理する義務を負う。

（委託料）

第３条　甲は、甲と乙が毎年度予算の範囲内において別に締結する年度協定に基づき、指定管理業務に対する委託料を、乙に支払うものとする。

（利用料金）

第４条　利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。

２　乙は、条例別表に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。

３　乙は、甲との協議を経て、利用料金の減免制度を設けるものとする。

４　乙は、利用料金の納期限を設定又は変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（管理の基準）

第５条　乙が行う名栗げんきプラザの管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）臨時に休所日を定める場合は、あらかじめ甲の承認を受けること。

（２）施設又は設備（以下「施設等」という。）を利用することができる時間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。

（３）休所日及び利用時間並びに利用料金は、見やすい場所に掲示すること。

（４）名栗げんきプラザの施設等を引き続いて利用することができる期間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。
（５）利用の許可及び許可の取消し又は利用の停止は、条例第７条、第１０条及び第２５条第３項並びに次条の規定により行うこと。
（６）利用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は利用を停止させた者については、その記録を作成し、速やかに甲に報告すること。
（７）受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講じること。
（８）施設及び設備は、定期的保守点検を行い、その記録を作成すること。
（９）施設、設備及び物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。
(10) 施設、設備及び物品を滅失し、又は施設、設備及び物品の重要な個所を棄損したときは、速やかに甲に報告すること。
(11) 施設又は施設利用者に災害、事故その他の不測の事態が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告すること。
(12) 建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、あらかじめ甲と協議し、承認を受けること。
(13) 自動販売機及び公衆電話等の設置に当たっては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３８条の４第７項の規定による行政財産の使用についての許可を受けること。
(14) 防災、防犯その他の不測の事態への対応等についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
(15) 指定管理業務に係る収入及び支出は、乙の他の口座と別の口座で管理すること。
(16) 指定管理業務に係る会計処理は、他の事業と区分して経理すること。
(17) 指定管理業務に係る会計書類は、甲の各会計年度の終了後、５年間保存すること。
(18) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報は、第２３条に定めるところにより適正に取り扱うこと。
(19) その他適正な管理を行うため、甲が必要と認める事項。

(利用者に関する許可の基準等)

第６条　乙は、利用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。
（１）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
（２）施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
（３）他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

（５）衛生上支障があるとき。
（６）げんきプラザの設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。
（７）その他管理上支障があると認められるとき。
２　乙は、前項各号に掲げる事項を許可の基準として定め、これを当該申請の提出先とされている事務所（以下この条において「事務所」という。）に備付けその他適当な方法により公にしておかなければならない。
３　乙は、利用に係る申請が事務所に到着してから当該申請に対する許可等をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該事務所に備付けその他の適当は方法により公にしておかなければならない。
４　乙は、条例第１０条及び第２５条第３項の規定による当該利用の許可の取消し等の不利益処分をするときに必要とされる基準を定め、かつ、これを事務所に備付けその他の適当な方法により公にしておくよう努めなければならない。
５　乙は、前項の不利益処分をするときは、埼玉県行政手続条例（平成７年埼玉県条例第６５号、以下本条において「行政手続条例」という。）第１２条から第２６条までの規定の適用があることに留意するとともに、行政手続条例第１３条第１項第１号の聴聞を実施するときは、埼玉県聴聞規則（平成６年埼玉県規則第７６号）の例により当該聴聞の手続を行うものとする。
６　乙は、行政手続条例第３５条の３の規定に基づく申出書の提出を受けたとき、申出に基づき必要な調査を行ったとき及び調査の結果に基づき処分を行ったときは、速やかに甲に報告するものとする。
７　乙は、身体障害者が施設を利用する場合において身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）第２条に規定する身体障害者補助犬をいう。）を同伴することを拒んではならないものとする。

（総括責任者の配置）
第７条　乙は、乙の職員のうちから指定管理業務に関する総括責任者を配置し、当該責任者の住所、氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。当該責任者に係る事項を変更したときも、同様とする。

（利益供与に関する指導）
第８条　乙は、乙の職員その他乙の指導命令下にある者が、指定管理業務の執行に関連して、名栗げんきプラザの利用者等から利益の供与を受けることがないよう、必要な指導を徹底するものとする。

（事業計画等）
第９条　乙は、令和４年度から令和８年度までの年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容について年度別事業計画を作成し、各年度の前の年度の１０月末日までにその計画書（様式　）を甲に提出するものとする。また、乙は、指定管理業務開始年度の年度別事業計画書を作成し、速やかにその計画書を甲に提出するものとする。
（１）施設の基本的な運営方針

（２）事業計画（自主事業の実施計画を含む。）及び施設の利用見込み
（３）指定管理業務に係る当該年度の収支予算案
（４）管理執行体制
（５）その他甲が必要と認める事項
２　甲は、前項の規定により提出された事業計画について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができる。
３　乙は、乙の各事業年度の決算が確定した後、速やかに法人の決算書及び関係書類（法人でない団体についてはこれに準ずる書類）を甲に提出しなければならない。
４　乙は、甲の承認を得なければ、甲に提出した事業計画を変更することができない。
（定期報告）
第 10 条　乙は、次に掲げる事項について、毎月１０日までに前月の状況を甲に報告するものとする。
（１）利用状況報告書（様式　）
（２）利用料金等収入報告書（様式　）
（事業報告書）
第 11 条　乙は、法第２４４条の２第７項の規定に基づき、毎年度終了後３０日以内に次に掲げる内容について事業報告書（様式　）を作成し、甲に提出しなければならない。
（１）管理業務の実施状況
（２）施設の利用状況
（３）料金収入の実績や管理経費等の収支状況
（４）その他甲が必要と認める事項
２　乙は、年度の中途において条例第２２条第１項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して３０日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。
（自己評価制度）
第 12 条　乙は、名栗げんきプラザの効果的・効率的な管理及びサービスの向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、毎年度自己評価を実施して、その報告書を前条第１項の事業報告書とともに甲に提出しなければならない。
（業務状況の聴取等）
第 13 条　甲は、法第２４４条の２第１０項の規定に基づき、乙に対して当該指定管理業務及びその経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
（公の施設の管理目標の達成等）
第 14 条　乙は、甲、乙協議の上甲が設定する公の施設の管理目標を達成するよう努めなければならない。
２　甲は、前項に規定する管理目標の達成状況を確認し、乙に対して必要な指示をす

ることができる。

（納税証明書の提出等）

第 15 条　乙は、指定の期間中、各事業年度の最終日から３月以内に法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書を甲に提出しなければならない。

２　甲は、前項に規定する納税証明書を確認し、必要があると認める場合には、乙に対して、乙の経営状況に関し必要な報告を求めることができる。

（モニタリングの実施）

第 16 条　甲は、この協定に定めるもののほか、乙の実施する指定管理業務その他名栗げんきプラザにおける良好な管理及びサービスの質を維持するため必要な事項について定期に又は必要に応じて臨時にモニタリングを自ら実施し、又は乙に実施を指示することができる。

２　甲は、前項のモニタリングの結果、名栗げんきプラザにおける良好な管理及びサービスの質を維持するため必要があると認める場合には、乙に対して業務の改善等の必要な指示を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

（地位の承継等の禁止）

第 17 条　乙は、指定管理者の地位を第三者に承継させ、譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

（委託等の禁止）

第 18 条　乙は、指定管理業務の執行に当たり、当該業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合に限り、当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

３　前項の場合において、乙は第三者との間で締結した契約書の写しその他必要な資料を甲に提出しなければならない。

４　乙は、第２項の規定により当該業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときには、当該第三者の責めに帰すべき事由を全て乙の責めに帰すべき事由として責任を負わなければならない。

（譲渡等の禁止）

第 19 条　乙は、名栗げんきプラザの施設、設備及び物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

（通称の使用）

第 20 条　乙は、名栗げんきプラザに通称を使用する場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（文書の管理・保存）

第 21 条　乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等については、別記１「文書管理上の留意事項」に基づき、適正に管理・保存しなければなら

ない。

（秘密の保持）

第 22 条　乙は、指定管理業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は指定管理業務の執行以外の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

２　乙は、第１８条第２項の規定に基づき、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、当該第三者に対し、前項の規定の例による義務を負わせなければならない。

（個人情報の保護）

第 23 条　乙は、指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報の取扱いについては、別記２「個人情報取扱特記事項」によらなければならない。

（情報公開）

第 24 条　乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等であって、乙が所有しているものについては、乙が定める情報公開規程等により開示するものとする。

２　乙は、前項の情報公開規程等を定めるに当たっては、甲と協議するものとする。当該情報公開規程等を変更しようとするときも、同様とする。

（県内中小企業への配慮）

第 25 条　乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり県内中小企業者への配慮に留意するものとする。

（１）工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、県内中小企業者の受注機会の増大に努めること。

（２）物品の調達に当たっては、県内中小企業者が製造又は加工した物品の利用の推進に努めること。

（環境への配慮）

第 26 条　乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

（１）電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。

（２）資源採取から廃棄に至るまでの物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

（障害者雇用等への配慮）

第 27 条　乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり障害者の雇用等に最大限の配慮を行うものとする。

（１）県内に在住する障害者の雇用拡大に努めること。

（２）物品の調達等に当たっては、県内障害者就労施設等からの調達に努めること。

（施設、設備及び物品の使用）

第 28 条　乙は、指定管理業務の執行に当たり、甲の所有に属する名栗げんきプラザの施設、設備及び物品を使用することができる。

（備品の取扱い）

第 29 条　乙が指定管理業務を行うに当たり、甲が支払う委託料を充て埼玉県財務規則（昭和３９年埼玉県規則第１８号）第１７０条第１項第１号に規定する備品を購入したときは、当該備品の所有権は甲に帰属するものとする。

２　乙は、前項に規定する備品を購入するときは、あらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。

（施設の現状変更の実施区分等）

第 30 条　第５条第１２号に規定する現状変更を行おうとする場合の実施区分は、別紙２のとおりとする。

２　乙は、第５条第１２号の規定に基づき施設の現状変更を行った場合は、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、甲の立会いによる確認を受けなければならない。

３　乙は、甲が必要と認めるときは、当該施設の現状変更に使用した設計図、施工図、その他の書面を甲に提出しなければならない。

４　甲は、第２項の確認において、当該施設の現状変更に不備があると認められるときは、その改善を指示することができる。

（火災保険契約等）

第 31 条　甲は、甲の所有に属する施設について、火災保険契約（火災、落雷、破裂、爆発による損害並びにこれに関連する損害を対象とする保険契約をいう。）を締結するものとする。

２　乙は、指定管理業務を開始する日までに、別紙３に定める内容の保険契約を締結するものとし、指定の期間中、当該保険契約に引き続き加入していなければならない。

３　乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証券その他内容を証する書面を速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

（天災等による供用の休止等）

第 32 条　甲は、天災その他やむを得ない事由により名栗げんきプラザの施設等の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、その旨を乙に通知し、当該施設等の全部又は一部の供用を休止させることができる。

２　乙は、予期することができない事由により名栗げんきプラザの施設等の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得た上、当該施設等の全部又は一部の供用を休止することができる。

３　前２項の規定する供用の休止により生じる損失その他経費の負担は、甲、乙協議の上決定するものとする。

（第三者の損害の負担）

第 33 条　乙は、指定管理業務の執行に当たり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

２　乙は、乙が行う名栗げんきプラザの管理に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

３　前２項の場合における乙の責任分担の割合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

４　前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

（原状回復）

第 34 条　乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により施設、設備又は物品を滅失し、若しくはき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

２　甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状を回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状を回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

（指定管理業務の継続が困難となった場合の措置等）

第 35 条　乙は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

２　甲は、乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、乙に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

３　不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、指定管理業務の継続の可否について協議するものとする。

（指定の取消し等）

第 36 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第２２条第１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて、指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（１）乙が第１０条、第１１条第１項、第１２条又は第１５条第１項の規定による報告書又は納税証明書を提出せず、第１３条又は第１５条第２項の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

（２）乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定に基づく甲の指示に従わないとき。

（３）乙が第１６条第２項又は前条第２項の規定による改善等を期間内にすることができなかったとき。

（４）乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。

（５）乙が次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている法人等

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等

ウ　埼玉県から入札参加停止措置を受けている法人等

エ　法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している法人等

オ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等

キ　その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

（６）乙の経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

（７）乙が、組織的な違法行為を行った場合など、乙に指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と判断されるとき。

（８）その他乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

（委託料の返還）

第 37 条　乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により委託料の全部又は一部を返還しなければならない。

（損害賠償等）

第 38 条　乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、条例第２２条第１項の規定により指定の取消し等をされた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

（施設等の引渡し）

第 39 条　乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき、又は条例第２２条第１項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、名栗げんきプラザの施設、設備及び物品を甲の指定する期日までに、条例第２３条第２項の規定に従い原状回復した上で甲に引き渡さなければならない。

２　甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状を回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状を回復するための適当な処置を行うことができる。この場合にお

いて、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

（指定管理業務の引継ぎ）

第 40 条　乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者として名栗げんきプラザの管理を行わなくなったとき、又は条例第２２条第１項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、名栗げんきプラザの管理が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者その他その業務を引き継ぐ者に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。この場合において、引継ぎの方法その他引継ぎに際し必要な事項については、別途協議するものとする。

２　乙は、前項に規定する引継ぎに要する乙の費用を負担するものとする。

３　第１項に規定する引継ぎにおいて、指定管理者の指定の期間が満了する日又は指定管理者の指定を取り消された日（以下「基準日」という。）の翌日以降の利用に係る利用料金は後任の指定管理者等の収入とし、基準日以前の利用に係る利用料金は乙の収入とする。

４　乙は、第４条第１項の規定にかかわらず、前項の規定により利用料金収入を後任の指定管理者等と清算しなければならない。

（協定の改定）

第 41 条　この協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、この協定を改定することができる。

（年度協定）

第 42 条　この協定に定めるものの他、年度ごとに定めることが必要な事項については、別途締結する年度協定に定めるものとする。

（信義則）

第 43 条　甲と乙とは信義を重んじ、誠実にこの協定を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

第 44 条　この協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（定めのない事項）

第 45 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

資料９－１

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を所持する。

令和４年３月　　日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号
甲　埼玉県

埼玉県教育委員会教育長

乙

別記１

文書管理上の留意事項

（基本的事項）

第１　乙は、指定管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「文書等」という。）を正確かつ迅速丁寧に取り扱うとともに、常にその処理の経過を明らかにし、適正に管理しなければならない。

（文書等の管理基準）

第２　乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、当該業務の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めなければならない。

（文書等の保存期間）

第３　乙は、埼玉県教育局等文書管理規則第８条及び当該文書等の利用の頻度、保管場所のスペース、消滅時効等を勘案し、甲と協議の上、当該文書等の保存期間を定めるものとする。

（文書等の廃棄）

第４　乙は、当該文書等の保存期間が満了したときは、甲と協議の上、当該文書等の廃棄を決定するものとする。この場合において、乙は、破砕、溶解、焼却その他甲の認める方法により、当該文書等を廃棄しなければならない。

（文書等の引継ぎ）

第５　乙は、指定期間が終了したときは、速やかに、当該文書等のうち保存期間が終了していないもの又は甲の指示したものを甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。

別記２

個人情報取扱特記事項

乙が指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この特記事項によらなければならない。

（利用目的の特定）

第１　乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、指定管理業務の遂行に必要な範囲内において、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

（利用目的による制限）

第２　乙は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（適正な取得）

第３　乙は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第４　乙は、利用目的の達成に必要な範囲内で、その取り扱う個人情報を過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第５　乙は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は棄損の防止その他の個人情報の適切な管理に関する定めを作成するなど必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、前項の規定により定めを作成するなどの措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

３　乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、甲、乙協議の上定める期間、方法、内容等で乙が取り扱う個人情報の取扱状況を書面により甲に報告しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

５　甲は、乙に対し、前２項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

６　本協定書第１８条第２項に定めるところにより、乙が指定管理業務の一部（個人情報の取扱いを含む場合に限る。）を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、乙は、この協定及びこの特記事項の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（従事者の監督）

第６　乙は、指定管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、埼玉県個人情報保護条例（平成１６年埼玉県条例第６５号。以下「条例」という。）

第９条、第１０条、第６６条及び第６７条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（別記様式）の提出を受けなければならない。

２　乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。

３　乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第５第１項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第７　乙は、甲の承認ある場合を除き、その取り扱う個人情報を指定管理業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。指定管理業務を行わなくなった後においても、同様とする。

（提供を受けるものに対する措置要求）

第８　乙は、第７に基づき、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上、必要があると認めるときは、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（複製等の禁止）

第９　乙は、その取り扱う個人情報が記録された資料等の複製、持ち出し、送信その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認をうけたときは、この限りではない。

（資料等の引渡し等）

第 10　乙は、指定管理業務を行わなくなった場合には、その取り扱う個人情報が記録された資料等を速やかに甲又は甲の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

２　前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に、その取り扱う個人情報が記録された資料等を廃棄することができる。

（安全確保上の問題への対応）

第 11　乙は、その取り扱う個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合は、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

２　乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

（苦情処理）

第 12　乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければな

らない。

２　乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告しなければならない。

（埼玉県個人情報保護条例の適用等）

第 13　乙は、条例第２条第９項の個人情報ファイル（条例第１３条第２項第１号から第１１号に掲げる個人情報ファイルを除く。）を作成するときは、あらかじめ、甲に対し条例第１３条第１項各号に掲げる事項に準ずる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　乙は、前項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについても、その取扱いをやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第１３条第２項第９号に該当するに至ったときは、遅滞なく、甲に対しその旨を通知しなければならない。

（損害のために生じた経費の負担）

第 14　指定管理業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

※　第６でいう「従事者」とは、指定管理者の組織内において、指定管理者の指揮命令系統に属し、指定管理業務に従事している者すべてが含まれる。いわゆる正規職員・社員等に限られず、又、指定管理者と雇用関係にあることは要件ではない。すなわち、いわゆるアルバイトや派遣労働者、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人も含まれる。

（別記様式）

誓約書

私は、名栗げんきプラザの指定管理業務に従事するに当たり、その業務を通じて取り扱う個人に関する情報に関し、埼玉県個人情報保護条例（平成１６年埼玉県条例第６５号）第９条（安全確保の措置）、第１０条（従事者等の義務）、第６６条及び第６７条（罰則）の規定の内容について、下記の者から説明を受けました。

私は、名栗げんきプラザの指定管理業務に従事している間及び従事しなくなった後において、その業務を通じて取り扱う個人に関する情報について、埼玉県個人情報保護条例の関係規定が適用されることを自覚し、県民の福祉を増進する目的をもって県民の利用に供されるべき名栗げんきプラザの指定管理業務の従事者として誠実に職務を行うことを誓います。

記

説明した者

埼玉県立名栗げんきプラザ指定管理者○○○○（指定管理者の名称）

○○○（指定管理業務に関する総括責任者の役職名）○○○○（氏名）

令和　　年　　月　　日

氏名

別紙１

指定管理業務に関する仕様書

１　青少年の健全育成に関する業務

（１）青少年の自然体験活動に関する事業の企画・立案と指導

自然体験活動を中心とした事業を実施し、青少年の健全育成を図る。

（２）集団宿泊活動、キャンプ活動の指導、助言

集団での宿泊活動、野外活動を通じて、自立心や協調性、社会生活に必要となる基本的習慣を身につけさせるよう指導する。

（３）学校等と連携した活動の指導、助言

小・中学校等と連携し、教育活動に基づく学習活動として来所する児童・生徒等に対する指導、助言を行う。

２　県民の生涯学習の振興に関する業務

（１）県民の生涯学習活動に関する事業の企画・立案

自然体験活動などを中心とした事業を実施し、生涯学習の振興に努める。

（２）県民の生涯学習活動に関する支援

県民が、げんきプラザを利用して活動を行う際に、助言、支援に努める。

（３）県民の野外体験活動等に関する支援

宿泊をはじめとした野外体験活動や研修を行う際に、必要な相談、支援を行う。

３　利用者の受入れに関する業務

（１）利用の予約受付、利用の案内、相談

（２）利用許可申請書の受理及び許可書の交付等、許可・承認に関する事務

（３）各施設の利用指導及び案内、宿泊者に対する宿直業務（夜間対応）

（４）利用者に対する食事の提供、リネン類の貸出

４　利用に係る料金の収受に関する業務

（１）利用料金の収受及び還付業務

（２）食事、リネン類などの実費負担分の料金徴収

なお、実費負担分の収入がその実施に要する適正な経費と均衡すると見込まれるものであること

５　名栗げんきプラザ施設の維持管理に関する業務

（１）敷地内（１０７，８９３㎡）の良好な管理（植栽、自然探索道、駐車場等含む）

（２）施設（建築物・工作物・野外施設）及び物品類の小破修繕等維持管理

（３）防火設備、空調給湯設備、上下水道設備等の保守点検・法定検査

（４）警備・清掃・衛生管理（上下水道施設、旅館業法等に基づく管理、廃棄物処理等含む）

（５）基本協定書（案）第２８条に定める物品の使用については、無償貸与とする。

６　その他の業務管理に関すること

（１）管理体制の整備

職員を適正に配置し、管理体制を整備するとともに、法令等に従い適切な労務管理を行うこと。

（２）職員研修の充実及び安全な体制の確保

利用者に対する接遇、個人情報の管理、危機管理等に関する職員の研修・教育を随時行い、利用者サービスの向上と、災害及び急病人発生時の対応に努めること。また、ＡＥＤの適切な配置などを加え、安全な体制を確保すること。

（３）利用者拡大

広報活動（ホームページの開設を含む）を充実し、魅力ある自主事業の企画やプログラムの開発を行い、利用者拡大に努めること。

（４）サービス向上

モニタリングや運営委員会の意見聴取、自己評価の実施等により、常に良好な管理とサービス向上のための業務の改善を行い、管理目標の達成に努めること。

（５）公の施設の業務管理

埼玉県が設置する公の施設の指定管理者として業務管理全般に万全を期すこと。

（６）県への報告等

県が行う議会への報告や各種統計・調査及びげんきプラザ間の連絡調整のための会議等への出席について、協力すること。

（７）事業計画書及び事業報告書

基本協定書（案）第９条に基づく事業計画書を提出するに当たり、収支予算案における自主事業収入（自主事業参加費、給食等負担費）と自主事業運営費（自主事業開催費、給食等運営費）については、それぞれが適正な金額であること及び両者が均衡することを確認できるように、それぞれの積算根拠を提出すること。

また、基本協定書（案）第１１条に基づく事業報告書を提出するに当たっては、収支予算案の各項目に対する収支状況（決算額）及びその詳細な内訳を示すこと。

（８）地震等対応

飯能市で震度５弱以上、又は埼玉県内で震度６弱以上の地震があった場合には、職員自身の安全確保に留意の上、できるだけ早く施設に参集し、人的被害、施設被害を確認して、その状況を生涯学習推進課に報告すること。

（９）新型コロナウイルス感染症への対策

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手洗い、アルコール消毒、換気等の予防対策を講じること。

別紙２

施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分

【実施区分】

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			甲	乙	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 ２５０万円以上の修繕	躯体、基礎軸組、鉄骨部分、小屋組等の取替	○		建築基準法施行令第１条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である甲が管理すべきものであるため、必要に応じて甲が行う。
	見積額２５０万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
構築物	新設等				基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 ２５０万円以上の修繕		○		
	見積額２５０万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
機械装置	新設等				基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じ甲乙で協議する。
	資本的支出及び見積額 ２５０万円以上の修繕		○		
	見積額２５０万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
工具器具備品	購入			○	げんきプラザの管理運営上必要なものの購入であるため、乙が実施する。なお、乙が委託料で購入するものは甲の備品とする。
	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として乙が実施する。
上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築・改造等		いわゆる「模様替え」等		○	乙が委託料以外の費用により、サービス向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。

基本的考え方

※１　原則として、本体の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持修繕（小修繕：見積額２５０万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、乙が実施し、それ以外は甲が実施する。

※２　乙は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入に当たっては、原則としてあらかじめ甲と協議し、承認を受けなければならない。

別紙２

【費用負担区分】

実施区分と同様とし、埼玉県（甲）、指定管理者（乙）それぞれが費用を負担するものとする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、甲、乙協議する。

別紙３

乙が契約を締結すべき保険

乙は、指定の期間中、次の保険契約を締結するものとする。なお、保険契約については、１年毎に更新する場合も可能とする。

１　施設賠償責任保険
（１）保険契約者　―　乙
（２）被 保 険 者　―　乙
（３）保険の対象　―　名栗げんきプラザにおける法律上の賠償責任
（４）保 険 期 間　―　指定管理の期間中更新し続けるものとする。
（５）補　償　額　―　対人：１名あたり１億円以上、１事故あたり１０億円以上
対物：１事故あたり１億円以上
（６）免 責 金 額　―　なし

２　自動車保険（任意保険）
（１）保険契約者　―　乙
（２）被 保 険 者　―　乙
（３）保険の対象　―　①スズキ　キャリィ（所沢４８０　こ　３６３９）
②日産　ＡＤバン（大宮４００　ち　９８６）
（４）保 険 期 間　―　指定管理の期間中更新し続けるものとする。
（５）補　償　額　―　対人：無制限
対物：無制限
搭乗者傷害補償及び車両保険については、指定管理者の責任において必要とする保険に加入するものとする。
（６）免 責 金 額　―　なし

※１　補償額については、最低の条件である。
※２　自動車が更新された場合、更新後の自動車も同様に保険契約を締結するものとする。

資料９－２

令和　　年度埼玉県立名栗げんきプラザの管理に関する協定書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、令和　　年　月　日付けで締結した「埼玉県立名栗げんきプラザの管理に関する基本協定書」第４２条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定書は、令和　　年度における名栗げんきプラザの指定管理業務の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。
（協定の期間）
第２条　この協定の期間は、令和　　年４月１日から令和　　年３月３１日までとする。
（委託料）
第３条　令和　　年度の委託料は、金　　円（消費税及び地方消費税相当額　　円を含む。）とする。
２　委託料の支払は、甲、乙協議の上作成する支払計画書に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。
（委託料の額の変更）
第４条　委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。
（事業計画等）
第５条　乙は、別紙に定める事業計画等に基づき、令和　　年度における指定管理業務を行わなければならない。
２　乙は、甲の承認を得なければ、前項に規定する事業計画等を変更することができない。
（協定の改定）
第６条　この協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、この協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を所持する。

令和　　年　月　日

甲

乙

様式１

埼玉県立名栗げんきプラザ指定管理者指定申請書

令和３年　　月　　日

（宛先）
埼玉県教育委員会

申請者　主たる事務所の所在地

名　　称

代表者氏名

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式２

指定管理者の指定に係るグループによる申請書

１　埼玉県立名栗げんきプラザに係る指定管理者の募集に、下記のとおりグループで申請します。

［グループの名称］

２　下記の者を代表者と定め、次の権限を委任します。

［代表者］

記

１グループ構成員

代表者	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	
構成員	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	
構成員	所在地	
	法人等名	
	代表者氏名	
	電話番号	

２　代表者への委任事項

（１）埼玉県立名栗げんきプラザの指定管理者申請関係書類の作成及び提出に関する事項

（２）指定管理者候補者選定に関する面接審査への出席に関する事項

法人等名
代表者氏名
法人等名
代表者氏名
法人等名
代表者氏名

※構成員の数により行数は調整してください。

※「グループの協定書又はこれに準ずる書類」（任意様式）を添付してください。

様式３

重大な事故又は不祥事に関する報告書

年　　月　　日

（宛先）
埼玉県教育委員会

申請者の主たる
事務所の所在地
法人等の名称
代表者の氏名

埼玉県立名栗げんきプラザの指定管理者の指定を申請するにあたり、令和３年７月６日から起算して過去５年間に生じた重大な事故又は不祥事について、次のとおり報告します。

１　重大な事故又は不祥事の有無

２　発生年月日、発生場所、事件又は不祥事の別及びその概要

３　発生時の対応及び帰責事由の有無

４　発生後の対応、策定した再発防止策の内容及び役職員への周知状況

５　現在の状況（紛争継続の有無等）

※　重大な事故又は不祥事とは、募集開始の日から起算して過去５年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）の役員又は職員に生じた次のものを指します。
・重大な事故又は不祥事の定義
(1) 他の団体における指定管理者業務に係る指定の取消し、業務停止命令を受けた場合
(2) 国、地方自治体における入札参加停止措置を受けた場合
(3) 役員及び従業員において重大な事故または不祥事*があった場合
＊「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」第３条に基づく入札参加停止措置の要件に該当するもの
※　なお、対象となる応募団体の役員又は職員には、契約社員、派遣社員及び日々雇用職員等の非正規雇用による職員を含みません。

様式４

誓　　約　　書

年　　月　　日

（宛先）
埼玉県教育委員会

所　在　地

名　　称

代表者氏名

当社は、埼玉県立名栗げんきプラザ指定管理者の申請を行うに当たり、下記の事実に該当しないことを誓約します。

記

（ア）地方自治法施行令第１６７条の４の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人等
（イ）会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
（ウ）埼玉県から入札参加停止措置を受けている法人等
（エ）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等
（オ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）
（カ）暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等
（キ）その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

様式５－１

埼玉県立名栗げんきプラザの管理運営に関する事業計画書

※提出年月日
※法人等名

１　指定管理業務を行うに当たっての基本方針

２　名栗げんきプラザの現状認識と将来展望等

３　管理執行体制

４　自主事業計画

５　利用者の指導、助言、支援に関する基本方針

６　利用者の受入れに関する方針と対処方法

７　利用料金等の収受方法

８　施設設備の維持・管理に関する計画

９　利用者等のニーズの把握及び実現策

10　接遇の向上策と利用者のトラブルの未然防止と対処方法

11　個人に関する情報の取扱いについての基本方針

12　危機管理に対する方針

13　名栗げんきプラザの管理運営に係る令和４年度収支予算案

14　５年間の計画
（１）利用人員予測
（２）収支計画
（３）利用料金に関する考え方

15　事業運営を自ら評価する「自己評価制度」

※用紙サイズはＡ４判とし、文字フォント及びページ数については、特に指定しません。

様式５－２

名栗げんきプラザの管理運営に係る令和４年度収支予算案

（単位：千円）

	項目	金額	内訳
収入	１　県委託料		
	２　利用料金収入		
	施設使用料		
	プラネタリウム入館料		
	３　自主事業収入		
	自主事業参加費		
	給食等負担費		
	収入合計		
支出	１　人件費		
	職員数　常勤　　人		
	人　非常勤等　人		
	２　施設管理費		
	光熱水費		
	修繕費		
	維持管理費等		
	３　広報費		
	４　運営事務費		
	印刷費		
	消耗品		
	通信費		
	保険料		
	賃借料		
	５　自主事業運営費		
	自主事業開催費		
	給食等運営費		
	支出合計		
収支差引			

※　この様式に準じて作成してください。
「内訳」については、適宜別紙（任意様式）とするなど、できるだけ詳細に記入願います。

※　収入の「３　自主事業収入（自主事業参加費、給食等負担費）」と支出の「５　自主事業運営費（自主事業開催費、給食等運営費）」については、それぞれが適正な金額であること及び両者が均衡することを確認できるように、それぞれの積算根拠を提出すること。

様式５－３

５年間の収支計画

（単位：千円）

	項目		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
収入	１　県委託料						
	２　利用料金収入						
	施設使用料						
	プラネタリウム入館料						
	３　自主事業収入						
	自主事業参加費						
	給食等負担費						
	収入合計						
支出	１　人件費						
	職員数	常勤　　人					
	人	非常勤等　人					
	２　施設管理費						
	光熱水費						
	修繕費						
	維持管理費等						
	３　広報費						
	４　運営事務費						
	印刷費						
	消耗品						
	通信費						
	保険料						
	賃借料						
	５　自主事業運営費						
	自主事業開催費						
	給食等運営費						
	支出合計						
収支差引							

※　この様式に準じて作成してください。

※　収入の「３　自主事業収入（自主事業参加費、給食等負担費）」と支出の「５　自主事業運営費（自主事業開催費、給食等運営費）」については、それぞれが適正な金額であること及び両者が均衡することを確認できるように、それぞれの積算根拠を提出すること。

様式６（記入例を含む）

○委託予定業務一覧表

委託を予定している業務について記載してください。このうち、県が指定する業務については、委託業務開始前にあらかじめ県から文書により承認を受けていただきます。

業務区分名	業務名	業務内容	委託を行う理由	委託先選定方法、選定時期、選定方法の考え方
施設保守点検業務	ﾎﾞｲﾗｰ等運転業務	給湯用、暖房用のボイラー、冷凍機の運転及び保守委託業務	免許及び専門的な知識を要する業務のため	指定管理業務開始前に、一般競争入札により価格が最も低い者を選定する
	消防設備保守点検	消防設備の法定点検業務	免許及び専門的な知識を要する業務のため	指定管理業務開始前に、施設所在の市の業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する
	音響設備保守点検	大型音響機器の保守業務	専門的な知識を要する業務のため	指定管理業務開始前に、系列会社を選定する

区分例：施設保守点検業務、清掃業務、警備・案内、企画・計画業務、庶務事務等。

・業務名ごとに業務内容等を記載する。
・未確定の場合は、業務区分ごとに、業務内容等を記載する。
・指定管理業務開始前の場合は、県から指定する業務については、「業務名」ごとに記載させる。

様式７

募集要項の内容等に関する質問書（名栗げんきプラザ）

団体等名
担当者名
連絡先：電話
　　：ファックス
　　：電子メール

質問項目	質問内容